

令和7年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和7年12月8日 午前10時00分 開会  
午後 3時53分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	福本善之	2番	木村公
3番	靄本義明	4番	速水一生
5番	西川善浩	6番	杉本訓規
7番	梨本洪珪	8番	吉村始
9番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	藤井本浩		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	西邨さくら		

6. 会議録署名議員 3番 靄本義明 4番 速水一生

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	8	吉村 始	一問一答	家庭ごみの収集について	市 長 担当部長
2	5	西川 善浩	一問一答	ごみ収集の回数について	担当部長
				運動場施設の設備更新について	担当部長
				選挙の投票率向上と主権者教育の実施状況について	市 長 教育長 担当部長
				市内の駅前利活用について	市 長 担当部長
				旧奈良県社会教育センター跡地について	市 長 担当部長
3	4	速水 一生	一問一答	豪雨時における市内全河川の氾濫について	担当部長
				小中学校の修学旅行について	担当部長
4	1 1	川村 優子	一問一答	葛城市こども若者サポートセンター業務体制について	市 長 教育長 担当部長
				市内こども食堂への支援体制について	市 長 担当部長
5	2	木村 公	一問一答	通学路について	市 長 教育長 担当部長
6	3	鶴本 義明	一問一答	公共交通について	市 長 担当部長
				中学校制服代について	教育長 担当部長
7	9	奥本 佳史	一問一答	技術職職員に対する考え方について	市 長 副市長 教育長 担当部長
				災害予防観点からの食害被害木対応の一元化について	市 長 副市長 担当部長
8	1 0	谷原 一安	一問一答	産業廃棄物および再生資源物の保管・処理場に対する住環境保護の現状と対策	市 長 担当部長
				物価高騰下の家計支援策について	市 長 担当部長

9	1	福本 善之	一問一答	防災について	市 長 担当部長
10	13	藤井本 浩	一問一答	生ごみ堆肥化施設移転に伴う諸問題について	市 長 副市長 担当部長
				農業経営者への市特別融資の新設について	担当部長

開 会 午前10時00分

**増田議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月27日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はペーパーレス会議システム等で配付をしている通告一覧表に記載のとおりでございます。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間に含みません。また、質問回数につきましては、制限ございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、8番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、吉村始議員。

**吉村議員** 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。議長のお許しを得まして、今日の一般質問を始めたいと思います。私、吉村始でございますけれども、本日初めの一般質問、そして改選後初めての一般質問でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。また、今回の質問につきましても、質問の意図を皆さんに分かりやすくなるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これからの質問は質問席にて行います。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** それでは、家庭ごみの収集についてお伺いをいたします。この後、また、西川議員も、ごみ収集の回数について質問をされるというふうに伺っております。私につきましては、家庭ごみの収集についてお伺いをしたいと思います。

10月に市議会議員選挙が行われました。選挙の時期には、いつもにも増して葛城市政について市民の皆さんから多くの声を頂戴いたします。特に多かったものの1つが家庭ごみの収集についてでございました。そこで私、この問題を3期目最初の一般質問に選んだというわけでございます。

ごみ収集につきましては、市民の皆さんから、主に3点、切実な声が寄せられております。

第1に、葛城市内でも高齢化が進む中で、地域によりましては今までのようにごみステーションまでごみを運ぶことが難しくなっているということでございます。そのため、ごみステーションを増やしてほしい、あるいは収集方法を戸別収集に変更してほしいという声を聞いております。

第2に、一部の人がごみ出しルールを守らないために、近隣住民が困っておられるということでございます。具体的には、遠方から自動車でごみを捨てに来る人がいまして、その人

がその日回収できないゴミを持ってくると、ゴミが回収されないままになってしまいます。結果、ゴミステーションの後片づけに来られた市民の方が大迷惑をするという話でございます。また、容リプラを出される際に、プラスチック容器の洗浄が不十分なために、ゴミがカラスに荒らされて困っているというふうな声も聞いております。

それから、第3に、葛城市内でも外国人の住民が増加している一方で、ゴミ出しルールの周知が行き届いていないというふうなことも聞いております。現在、工場や介護施設などで働くために来日されている外国人の皆さんがいらっしゃるけれども、言葉の壁もありまして、外国人の住民がゴミ出しのルールを十分理解されていないために起こっていると考えられる問題でございます。

これら3点は、いずれも早期に改善してほしいという声をいただいている強い要望であります。つきましては、それぞれの課題についての現状をお伺いするとともに、改善に向けた提言も若干行いたいというふうにも考えております。

では、さきに挙げました第1番目、ゴミステーションの増設や戸別収集への変更を望まれる市民の声についてお伺いをいたします。葛城市内では、現状としまして、ゴミステーションによる収集が行われている地域と、それから、一部、戸別収集が行われている地域とがあることを、私、承知しておりますけれども、最初の質問として、ゴミ収集の方法についての葛城市の基本的な考えをお伺いいたします。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 皆さん、おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお伺いいたします。

それでは、吉村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

葛城市では、原則ゴミ収集はステーション方式で実施をしております。ごく一部の地域で戸別収集の地域がございますが、特別な事情により認めております。葛城市の基本的な考えはステーション方式を採用をしております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 葛城市としては、基本的にはステーション方式を採用されているということでもあります。

私自身、今年に入ってから、ご高齢の皆さんから、昔は問題なかった、よかったんだけど、年を取ったら、ゴミステーションまでの距離が遠いので、より近くにごみステーションを造ってほしいというふうな声、あるいは戸別収集にしてほしいという声を多く耳にしております。このような声は直接市にも届いているんでしょうか。また、要望の頻度についてはいかがでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 要望内容といたしましては、ステーションまでの距離が遠い、高齢で体力的にごみステーションまで行くのがつらいなど、年に数件程度のご意見をいただいております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 年に数件程度ということで、届いている回数としてはそれほど多くないという印象ではあります。

最初のご答弁で、葛城市は、ごみステーション方式が原則だということでありましたが、仮に、市民からごみステーションの増設を望む声があり、要望に応じて増設する場合、現在の葛城市の仕組みとしては、ステーションが新たに設置されるまでの流れはどのようになっているのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** ごみステーションの位置の変更や新設の要望のご意見をいただくこともございます。その場合、まずは各地域でご相談の上、ご意見を取りまとめていただき、大字区長より申請をしていただいております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 今のご答弁で、大字区長からの申請というふうな言葉がございました。ということは、ごみステーションの増設は大字の区長が最終判断されるという理解でいいのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 大字区長からの申請後、現地立会を行い、協議をさせていただいております。その場所が収集に支障等がないかを確認し、最終判断は市で行っております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** ごみ収集のごみステーションの場所を変えるということ、これ、私、原課で聞いておるんですけれども、やっぱり車の回るルートとか、そういったことも変更もしなきゃいかんというふうなことで、区長からの申請ということを前提として、最終的に増設の最終決定は市が行うということと理解をいたしました。ただし、1つ懸念がございまして、大字区民の意向というものが、区のほうで聞かれていると思うんですが、正しくきちっと酌み取れているかどうかというふうなこと、これが前提であるということなんですけれども、これについての懸念がなくもないということは申し上げておきたいと思います。

さて、高齢者や障がいを持ったひとり暮らしや、高齢者のみの世帯の方々に、ごみ出しに困っておられるいわゆるごみ出し困難者というものが、そういう言葉がございまして、この人数について、葛城市としては、ある程度把握されているというふうなものなんでしょうか。その点はどうなんでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 現在市といたしましては、ごみ出し困難者全体の人数のほうは把握はできておりません。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 市としては、現在のところ、ごみ出し困難者について特に把握されているということではないということとあります。

少し話を変えまして、令和元年5月から葛城市で実施されているふれあい収集についてお伺いをいたします。ふれあい収集の実施に当たりましては、当時、複数の議員から質問があったかというふうに記憶しておりますけれども、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

まずはふれあい収集の制度の概要と利用できる要件についてお聞かせ願いたいと思います。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** ふれあい収集とは、葛城市内に居住をされ、ごみステーションまで運搬することが困難で、一定の要件を満たした場合、週1回ご自宅までごみ収集に伺う制度でございます。この制度を利用できる条件は、介護保険の要介護2以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1級または2級に該当する方、療育手帳のA、A1、A2に該当する方、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方、それ以外で、特別の事情により市長が必要と認める方が対象となります。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 今し方、ご答弁がございました介護保険につきましては、要介護2以上の認定を受けている方、それから身体障害者手帳の一級または二級に該当する方ということでございます。それから療育手帳のA、A1、A2に該当する方、それからあと、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方というふうなことでございましたけれども、今し方、ご答弁を聞いておまして、例えば介護保険の要介護2以上が対象となるということでございましたけれども、要介護状態区分の目安というものを私も冊子等で拝見いたしますと、要介護2とは、心身状態の不安定さや認知症等により理解力の低下が見られるというのが、この要介護1の要件なんですけれども、この要件の状態に加えて、排せつや食事についても部分的な介護が必要となり、認知症等によって幾つかの行動・心理症状がある状態が、要介護2ということになりますけれども、なぜ介護保険でいえば、今、介護保険のことを言いましたけれども、要介護2以上の方だけを対象としているのでしょうか。身体障害者手帳をお持ちの方、あるいは療育手帳をお持ちの方にしてはもうそうですし、また、あと、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方もそうですけれども、私からすれば、もっと要件を緩和してもいいのではないかなというふうにも思うんですけれども、これについては、いかがでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 要件の緩和につきましては、収集人員、車両等の関係もあり、すぐに対応は難しいと考えております。ふれあい収集以外に、生活応援サポーター制度で、ごみ出しの援助を利用できる場合もございますので、ご相談いただけたらと思います。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 今、生活応援サポーター制度のことに言及ありましたけれども、これは地域住民同士の助け合いの制度だと思います。支え合いの制度だと思います。これはこれで大事でありますけれども、また、この緩和についても、ご検討いただけたら、もちろん今のお答えでは、収集人数とか車両等の関係があるということで、すぐになかなか難しいのかもわかりませんが、これもご検討をお願いしたいというふうに思います。

ふれあい収集の利用人数の推移についてお伺いをいたします。ふれあい収集が始まったのが令和元年の5月ですので、この人数の推移、令和元年から、今年度である令和7年度までお聞かせ願いたいと思います。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 各年度ごとの申込み件数についてお答えをさせていただきます。令和元年度が7

件、令和2年度が4件、令和3年度が6件、令和4年度が10件、令和5年度が10件、令和6年度が13件、令和7年度が4件の申込みがございました。そのうち現在利用されている方は33件ということになっております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** それぞれ一番多い年で、令和6年度13件の申込みがあって、あとは1桁の年もありますけれども、現在利用されているのは33件ということですね。累積で増えてきている方もいらっしゃるし、利用されなくなったという方もいらっしゃるということだろうと思います。

先ほどのご答弁で、ふれあい収集の対象者を例えば要介護1以上にするとか、要件を緩和することについては、収集人員、車両等の関係もあり、すぐに緩和することは難しいというご答弁をいただいたのはそのとおりだと思いますけれども、対象を拡充することについての議論は現在行政内部で行われてはいるのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 現時点で拡充することについての行政内部での議論は行っておりません。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 現在、そういった議論はされていないということでもあります。先ほどのご答弁にありましたけれども、ふれあい収集の申込件数、それから、現在33件ということですので、全体とすれば、私の印象としてはそれほど多くないのではないかなあというふうに感じます。市とすれば、現在市が定めている要件に該当しない、それでも本当に困っていらっしゃるという方への対応は、特別の事情により、市長が必要と認める方というので対応するという考え方でいいのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 特別な事情がございますが、病気やけが等、やむを得ない事情でごみ出しが困難な方が基本となります。福祉部局の職員やヘルパーから状況を聞き取り、面談を行い、決定をしております。様々な事情もあることから、丁寧な説明に心がけております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** それぞれの方につきましては、様々な事情があるということで承知をいたしました。それについて、市としては丁寧に対応をされているということでございます。

さて、現在、葛城市は比較的近隣の自治体に比べて、高齢化率というのは高くないほうではあるんですけども、全国的に見まして、現在高齢化が進む中で、ステーション方式を戸別収集方式に切り替える自治体が出てきております。全国的には、例えば神奈川県鎌倉市や平塚市などで、去年、令和6年から令和7年にかけて戸別収集への移行が進んでいるというふうに聞いております。また、奈良県内では、斑鳩町が令和7年から全域で戸別収集モデルを始める予定というふうに伺っております。現在葛城市としては、戸別収集方式のエリアを拡大するというような検討は行っておられるのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 現時点で戸別収集方式のエリアの拡大は考えておりません。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 先ほど、私、奈良県の自治体の例ということで斑鳩町を挙げましたけれども、斑鳩町が第5次斑鳩町総合計画後期基本計画（案）というのを、これ、インターネットで見ることができますので、この資料を見ました。これによりますと、高齢者など、ごみ出しが困難な世帯に対するごみ収集を継続するとともに、町全域における戸別収集など、効果的なごみ収集体制への移行を図りますという一文が明記されてございます。ということで、ただし、斑鳩町につきましては、平成12年の10月から、ごみ処理につきましては有料化を実施されていますので、現在葛城市は無料ですので、一律には比べられないというふうには承知はしております。ただ、5年後、10年後を見たときに、戸別収集方式のエリア拡大の検討を始めておく必要があるんじゃないかなというふうに私は考えるものでございます。

続いて、2番目の声であります一部のごみ出しルールを守らない人がいるために、近隣住民が迷惑して困っておられることについてお伺いをいたします。今回の質問の冒頭でも触れましたけれども、ごみステーションの地域でない方がわざわざ自動車でごみを捨てに来られるんです。その人がその日回収できないごみを持ってくると、ごみが置きっ放しになります。ごみステーションの後片づけ、皆さんで地域住民で管理をされてるわけですから、そういった市民の方が大迷惑をされているという話をよく聞きます。また、容リプラを出された際に、プラスチック容器、洗浄をしっかりとしないのが不十分であるために、それがためにカラスに荒らされて困ってるんだというような声も聞きます。市としては、こういった苦情、市のほうにも届いてるかと思いますが、年間の苦情の件数はどれぐらいでしょうか。また、ルール違反の内容については、具体的にはどのようなものが多いのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 一番多い苦情は、収集が終わった後、ごみステーションにごみが放置されたままになっているという苦情が、年間約250件程度ございます。そのほか、ごみの散乱等の苦情も寄せられております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** これはやっぱり多いですね。ごみステーションにごみが放置されてるとというのが、大体250件、それ以外もあるというふうなご答弁でございました。ごみ出しのルール違反のごみにつきましては、原則的に回収はしませんので、ごみステーションに残ったままになるかなというふうに思います。ごみステーションを管理されている地元住民から通報があった場合、市としては、どのように対応をされているのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 通報があった場合は、現地確認をさせていただき、ごみの発生元の調査を行っております。そのごみが確定できた場合は指導するようにしております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 市としては、ごみを、ルール違反をされた方については、調査をして、確定できたら指導をされてるということでありましたけれども、ルール違反をする人には、啓発、これは大事でありますけれども、場合によっては、厳しい指導ということも必要と、ルールを守っていただくための指導というのは必要というふうに思いますけれども、このような行為をする

方々、あるいは繰り返される方もいらっしゃるかもしれませんが、こういった方への特定、あるいは指導については、現在、どのようにされているのでしょうか。また、現行の指導体制については、十分だというふうに考えておられるのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 先ほどの答弁と重複いたしますが、ごみの中身を調査し、排出者が特定できた場合は指導を行っております。また、頻繁に発生するステーションにつきましては、防犯カメラ等を設置し、調査も行っております。現時点での指導体制については、十分だと考えております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** このようなルールを守らない方に対する現場の担当の職員の皆様には、これは大変なことだなというふうに拝察をいたします。今、防犯カメラの話もありましたけれども、これも抑止力として必要なと、効果あるなというふうに考えるものであります。

続いて、市民の皆さんへのごみ出しルールの徹底、周知についてお伺いをしたいと思います。現在周知活動されていると思いますけれども、どのようなことを行われているのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** ごみカレンダーや広報、ホームページ、防災無線などで周知を行っております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** せんだつても、私、自宅で、防災無線で、ごみ出しのルールを守ってくださいというのを聞きました。こういったことで周知、啓発を行っておられるということ、承知いたしました。

今し方、ご答弁のあった市が現在やっている周知手段の効果については、どのように市としては評価をされているのでしょうか。また、SNSなど、スマホを使って周知を強化するというような考えはあるのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 一定の効果はあると考えております。また、ごみ分別促進アプリであるさんあ〜るでも周知を行っております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 今ご答弁いただきましたさんあ〜るというのは、ごみ分別促進アプリなんですけれども、これについてお伺いをしたいと思います。実は私も西川部長に教えていただいて、スマホにさんあ〜るをインストールしていますけれども、今日が何のごみの日かということが一目で分かりますので、便利であります。

さて、このアプリの概要、それと、現在葛城市ではどのようにこのアプリのことについて周知しておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** ごみ分別促進アプリさんあ〜るは平成29年4月より導入をしております。収集日、分別方法などを簡単に確認できるアプリとなっております。周知につきましては、ホームページや広報で行っております。また、ごみカレンダーにQRコードも掲載させていただいて

おります。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** さんあ〜るのアプリの普及率なんですけど、葛城市内では現在何人の方が利用されているんでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 令和7年12月1日現在、5,751人の方がインストールされております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 5,751人、うち1名は私でございますけれども、もっともっとこれが普及されるように、普及すればいいなというふうに考えるわけでありましてけれども、私、このさんあ〜るアプリの普及が、ごみ出しルールが徹底される、1つ、一助になるというふうに考えるものでありますけれども、これについてはいかがでしょうか。また、さんあ〜るアプリの普及について今後どのような周知を考えておられますでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** さんあ〜るアプリは、ごみ出しルールの周知を行う上で、大変有効な手段と考えております。引き続きホームページや広報、また、窓口で転入の際、アプリについての周知を行ってまいります。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 先ほど、ごみカレンダーのところにもQRコードをつけているというふうなことでありますし、それから、引き続き、転入される方について、今も窓口でさんあ〜るについて案内をされているというふうに聞きましたけれども、これについてもやっていただきたいというふうに思います。機会あるごとに、ごみルールを徹底していただくこと、これの周知を引き続きお願いしたいとともに、さんあ〜るの知名度アップ、これをよろしく願いをいたします。

続きまして、先ほどまでの2番目の声とも、市民の皆さんの認識としては一部重なる部分もあるんですけれども、第3番目の声であります葛城市内でも外国人の住民が増加している一方で、ごみ出しルールの周知をきちんと指導してほしいと、行ってほしいという声についてお伺いをいたします。

ここで、この質問の前に、ごく当たり前のことなんですけれども、改めて申し上げておきたいというふうに思います。もし、社会のルールを守らない人がいまして、その理由は何であるかなというふうに問われましたら、それは、その人個人の問題であるということでありまして。その人が属する、例えば国籍とか民族とか、さらには、性別とか職業とか、社会的地位とか、こういったものは一切関係がないということでございます。もしルールを守らない人がいて、その人個人がルールなんかどうでもいいというふうに思っているのか、ルールを知っていれば守れたのに、ルールを知り得る環境になかったというのでは、全く違う話であります。今回の質問の趣旨は、行政に対しまして、外国人住民の皆さんに、ごみ出しルールの周知をどのように行っておられるのかと。現在のやり方で十分なのか、ほかに方法がないのかというふうなことをお尋ねするというところでございます。

さて、外国人を対象に、日本語の運用能力を測る日本語能力試験 J L P T というものがございまして、年に 2 回、日本国内でも、6 月と 12 月に実施をされております。インターネット等で見る事ができる最新のデータ、2023 年、令和 5 年 12 月に行われた試験で、受験者数が多かった国や地域を挙げますと、1 位が中国でした。続いて、ミャンマー、韓国、台湾、ベトナム、インドネシアという順番になりました。

さて、現在、葛城市にお住まいの外国人住民の総数と国籍等をお聞かせを願いたいと思います。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 令和 7 年 12 月 1 日現在で、葛城市にお住まいの外国人住民の総数は 580 人おられます。国籍別上位 5 か国は、ベトナムが 224 人、韓国が 88 人、中国が 73 人、インドネシアが 65 人、ミャンマーが 29 人となっております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** もう 580 人、600 人近くまで今増えているらっしゃると。ベトナムの方が 200 人を超える方が今いらっしゃるということですね。ごみ出しルールにつきまして、外国語での案内、資料、これは現時点でどの程度整備をされているのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 現在さんあ〜るでのアプリでは外国語での案内をしております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** さんあ〜るで外国語の案内をしてるということで、特にほかは、今のご答弁ではされていないということでもありますけれども、さんあ〜るアプリでは、何語に対応してるのでしょうか。例えば、私が推察するに、ユーザーが使用してるスマホの言語で表示させるような仕組みになっているということでありましょいか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 現在さんあ〜るアプリは英語のみの対応となっております。ユーザーがお使いのスマートフォンを英語表記にされた場合にのみ英語表記となります。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** さんあ〜るアプリでは、英語表記のみということでありまして、先ほどご答弁にありました人数の多いベトナム語とか韓国語とか中国語とか、そういったものを母語とされる方々の言語には、さんあ〜るアプリでは対応していないということでした。

さて、外国人住民の皆様が増えているということ踏まえまして、せんだって、やさしい日本語教室を開催されたというふうに聞いております。葛城市でされました日本語教室なんですけど、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

また、どのような成果があったのか、それに対する評価、今後の開催状況についてお聞かせください。

**増田議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

先月 11 月 22 日 日曜日にゆうあいステーションで開催した日本語教室では、日常生活に必要

なごみの分別をテーマにして、本市のクリーンセンター職員も協力して、生活の中ですぐに実践できるよう、市のごみカレンダーを使い、実際にごみを分別するワークを行いながら、ごみの出し方について学んでいただきました。参加者は細かな分別方法やごみを出す曜日の確認など、積極的に質問しておりました。日本語教室に参加した外国人、また、日本語教室を支援いただいたボランティアスタッフの方からも、楽しかった、勉強になったなど好評をいただいております。今年度については、11月から2月までの4回開催する予定であり、次年度以降についても継続して開催していきたいと考えております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** よかったですね。参加された方からも楽しかったということ、勉強になったという声があったということで、これは本当にすばらしいことかなというふうに思います。ごみ出しのルールについて、質問も多かったということで、不安を持っておられた外国人の皆さんにとってもよいイベントであったんじゃないかなというふうに拝察をいたします。また、その場が、日本人と外国人の住民同士の国際交流の機会となった、そういう意味もあったというふうに評価するものであります。今後とも継続をしていただくようお願いをいたします。

さて、葛城市では、外国人労働者を企業が雇用することによって、今、葛城市にお住まいであるという例が多いと思うんですけども、こういった外国人労働者を雇用している企業や、技能実習生受入れ機関と連携して、ごみ出しルールの周知というのも行われているんじゃないかなというふうに思いますけれども、現行、どのような対応を行っておられるのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 外国の方が転入される際、業者も同席をされます。通訳もしていただきながら、ごみ出しのルールについての説明を行っております。また、雇用される企業にもお願いをしているところでございます。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 外国の方が転入された際に、業者も同席して、通訳もしていただきながら、ごみ出しのルールについて説明をしてるということでありまして、今、できることをしっかりされてるというふうに理解をいたしました。さて、先ほど、さんあ〜るアプリでは、英語対応をしますよということなんですけれども、先ほどのご答弁で聞いている限りにおいては、ベトナム語であるとか、それから中国語、韓国語とかそういった対応はされていないようではありましたけれども、多言語パンフレットとか、あるいは外国語による動画教材など、そういった周知方法というのが必要になるのかなあというふうに思うんですが、そういった方法の導入についての検討は今、行っておられますでしょうか。また、葛城市内、地域によっては、外国人が多く居住されているところもあると思いますけれども、これについて、例えば特別な対応、外国語看板を設置したりとか、説明会とか自治会との連携などは行っておられますでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 今現在は特別な対応は行ってはおりませんが、市内で外国の方が多く居住されて

いる地域で、分別等ができていないといった市民の方からの苦情があったごみステーションには、多言語表示の看板を設置をしております。また、令和8年度のごみカレンダーの分別区分欄に分かりやすいようイラストを採用する予定をしております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 外国の方が多いいごみステーションについては、多言語表示の看板を既に設置されてると、これも非常に効果的だろうというふうに思います。また、来年度、令和8年度のごみカレンダーの分別区分にはイラストを入れるということで、ごみの日だったら、燃えてるような炎のイラストを入れたりとか、そういうのは分かりやすい工夫として、これも、言語の違いとかそういうものを関係なしに、非常に分かりやすくていいかなというふうに思います。

ここで1つ紹介しておきたいのは、石川県の野々市市市なんですけど、ここは人口5万8,000人余りですので、葛城市より若干人口が多いところなんですけれども、金沢市とか、白山市のすぐ近くですので、そのベッドタウンとしての機能もあるんですけど、ここを調べてみましたら、ごみカレンダーを電子ブック化しまして、日本語を含む10言語を閲覧できるようになっているみたいですね。ちょっと参考までにご紹介しますと、日本語、英語、韓国語、中国語は簡体字と繁体字、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語ということでございます。野々市市市なんですけど、これが、人口規模も葛城市の倍というほど多くなくて、こういったこともされていますので、ここまでとはいかないまでも、例えば、主要な概略でもいいですので、例えばA4、1枚ぐらいのものを、印刷物じゃなくても電子ブックで読めるような形で、PDFファイルでも結構ですので、多言語対応をしたものを、例えば中国語版、ベトナム語版などのように作っていただけたらいいんじゃないかなというふうに考えるものであります。

さて、この3つの課題、今し方、1つ目、2つ目、3つ目、声を聞きましたが、これに共通するのは、やはり市民の側からご覧になっての情報不足とか支援不足というふうにあるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、これを踏まえまして、家庭ごみ収集の在り方全体を総括的に見直す必要もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについてのお考えはいかがでしょう。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 家庭ごみ収集等につきましては、今まで市民の皆様にご意見をお聞きし、ご協力をいただき、現在の収集体制を取っております。今後も地域の状況やご意見をお伺いしながら対応してまいりたいと考えております。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 地域の声というのは、市民の皆さんの状況というのはどんどん変わっていくと思いますので、今までと同じように地域の状況を、ご意見をしっかりと聞いていただいて、特に外国人の方のほかの言語、日本語を理解されない方も増えてきているということですので、対応を考えていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に阿古市長にお伺いをいたします。葛城市のごみ収集業者の選定におきましては、令和2年度から現在の入札方式となりまして、クリーンセンターの資源ごみの収

集事業の委託料、これは大幅な減額を実現されました。これはこの決断をされましたのは阿古市長です。これは大変な実績だと思いますけれども、市長とそれから市行政、また、この実現に向けては、複数の議員の皆さんが提言を続けてこられた、こういった皆さんに対して敬意を表するものであります。

ごみ収集業務は、日常生活のほぼ毎日のことですので、多少の費用が若干増えたとしても、住民の皆さんに対するサービスの向上というのは、大変意義のあることと考えます。私としては、この葛城市の中でも、特に高齢化が進む地域などを優先的に戸別収集のエリアを拡大していくというふうにするのも、住民の切実なニーズに応えるものだというふうに考えます。その際、お金が多少かかったとしても、入札方式の変更によって、大きくコストダウンが図れたわけですから、かかっても、それは私はやっただいいんじゃないかなというふうに思うものでございます。葛城市は現時点では、県内ほかの自治体に比べて、先ほども申し上げましたように、相対的に高齢化率は高くはありませんけれども、5年後、10年後の人口構成が変化していくわけですから、それを見据えて、やはり葛城市としては収集体制を変えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、これにつきまして、市長はどのようにお考えでしょうか。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 全国の自治体の約70%近くが、ごみ収集につきましては有料化をしておるところでございますが、葛城市においては家庭ごみの収集につきましては無償ということで続けさせていただいておるところでございます。葛城市の人口構成につきましては、人口ビジョンにおきましても、民間の人口推計によりましても、ほぼ5年、10年では大きな変化はございません。ですので、皆様方のご理解ですとかご協力を最大限いただきながら、収集体制につきましては、考察を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田議長** 吉村始議員。

**吉村議員** 市長、私、市民の皆さんから困っているという声は聞いております。なので、そういった声にやはり真摯に耳を傾けていただきたいというふうに思います。市長、今、5年、10年でこれから変わらないというふうなこともおっしゃいましたけれども、今、困っておられるという方もいらっしゃいますので、やはり例えば戸別収集の拡充であるとか、それから、市民の方のご要望に応えるように、これについては、しっかりと検討をしていただきたい。原課におかれましても、お願いをしておきたいというふうに思うものであります。

さて、ちょっと話は変わりますが、今週の水曜日まで、新庄文化会館の展示室で、人権パネル展というのが開催されてまして、私、昨日見に行ってみました。そこには葛城市内の小・中学校の児童・生徒の皆さんが取り組まれた人権啓発ポスターがずらっと並んでいまして、私も楽しんで拝見をしてきたわけでありまして。そのところに、リバティおおさか、大阪人権博物館から借りてこられたパネルが展示してありました。そのうち、外国人労働者の権利というパネルがありまして、外国人労働者の多くは日本経済を支える重要な存在であることは事実です。にもかかわらず、医療や住宅、教育などの権利からは大きく阻害

され、不利益を被っていますという文言が書いてありました。やはりごみ収集、いうたら、行政でこういったことをしてるということを知る権利ということは、住民であるからにはあると思いますけれども、やはりそういった方に寄り添った形で、外国語で案内をすると、そういったことを、私は必要なんじゃないかなというふうに思うものであります。そういったことをしっかりと検討していただきますよう、重ねてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

**増田議長** 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、5番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、西川善浩議員。

**西川議員** 皆様、改めまして、おはようございます。5番、西川善浩でございます。

議長のお許しを得ましたので、ただいまから質問をさせていただきたいと思います。私のほうからは大きく項目としては5つございます。ごみ収集の回数についてというところと、運動場施設の設備更新について、それと、選挙の投票率向上と主権者教育の実施状況について、市内の駅前利活用について、あと1つ、旧奈良県社会教育センター跡地についてというところでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

**増田議長** 5番、西川善浩議員。

**西川議員** 質問に入らせていただく前に、いつも私、アイスブレイクといいますか、小ばなしをさせていただいておるんですけども、改選後、17回目となりました。本当に身の引き締まる思いでまた、この質問席に立たせていただいておりますんですけども、投票率、下がりましたね、市議会議員の選挙。これはまた後で話しますが、昨日、自分の息子の最後のサッカーの試合が滋賀県の近江八幡というところでありまして、めったに見に行かないんです。というのも口を出してしまうので、めったに見に行かないんですけど、昨日はさすがに息子の最後の雄姿を見に行こうと思って行かせていただいたんですけど、サッカー、今、やってるんですけど、ジュニアユースというのも、昔と違ってリーグ戦になってるんです。ほんたら、リーグの昇格戦、昨日、大事な試合やったんですけど、これは、自分たちが次のリーグに上がれるということではなくて、後輩が次のその上のところで戦える、この試合やったんですね。惜しくもPKで負けてしまったんですけど、車の中で本当に寂しいわ、悔しいわと。何がやっぱ一番悔しい、あれなんかなあと聞いたら、やっぱり後輩にそれを残すことができなかったと。こいつは心まで成長してきたなあというふうに思って、ほんで僕も改めて、こういう仏教でいう利他の精神というんですか、いうたら、人のために残してあげる。これを子どもからも学ばせていただいて、もう一回この質問席で、人のために、皆様のために、地域のために、しっかりと質問をして、今日はつらつと来させていただいたというところでございます。

アイスブレイク、今日は笑いはなかったですけど、ちょっといい話を、いい話かな、させていただきます。

次、質問に入らせていただくんですけど、先ほど吉村議員からもありましたけど、ごみの課題でございます。これについては、本当に市民の皆様は、一番生活と密接に関わりがあっ

て、我々議員のほうにも、いろんな要望であるとか、こうしたほうがいいんじゃないかなということを開く機会というのが多い課題であります。私のほうからは、ごみの回収の回数、それを質問させていただきたいんですけど、今、葛城市は地域ごとにそれぞれ曜日は違うんですけど、可燃ごみが週2回、それと、容リプラが週1回、古紙が月2回、ペットボトルが月1回、古布が月1回で、缶が月2回で、瓶が月1回、ほんで、不燃ごみが月1回、有害ごみが年4回程度、大型ごみは、電話をさせてもらって収集をしていただくという形になっておるところでございます。これ、今、昨今は本当に市長も力を入れてはる熱中症対策、結構、夏場と冬場とで、ごみの量というの、品目によって違ってきているところがあると思うんです。これ、一番違う、分かりやすいところで調べていただいておりますので、夏場と冬場で、品目における回収量の比較を調べていただいておりますと思うんですけど、お答えいただけますか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 夏場と冬場でごみの搬出量が変わらない品目と変わる品目がございます。缶やペットボトルは、飲料の消費の多い夏場に排出量が増加傾向にございます。缶、ペットボトルの令和4年度から令和6年度の平均収集量は、缶は7、8、9月の平均収集量が2万4,347キログラム、12月、1月、2月の平均収集量は2万1,890キログラムとなっております。ペットボトルにつきましては7、8、9月の平均収集量は2万9,627キログラム。12月、1月、2月の平均収集量は1万8,580キログラムとなっております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 一番差があるというやつを今、挙げていただいたんですけど、やはり缶とペットボトルというのが、缶のほうは月平均して約3トンぐらい、夏場と冬場で、夏場のほうが多くなっているというところございまして、ペットボトルに関しましては、11トンぐらい夏場と冬場では変わってきているというところでございます。

次に、リサイクルの話なんですけども、資源ごみと言われるやつ、缶とかペットボトル、これというのは、収集をされてから、どのように収集されてリサイクルをされているのかというところもお聞かせ願えますでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 品目ごとに収集後についてお答えをさせていただきます。缶につきましては、収集後クリーンセンター内のリサイクル施設で選別、圧縮を行い、金属リサイクル業者に売却しております。瓶につきましても、リサイクル施設で選別をし、ガラスリサイクル業者に売却しております。ペットボトルにつきましても、リサイクル施設で選別、圧縮、梱包した後、ペトリサイクル業者に売却しております。容リプラにつきましても、リサイクル施設で選別、圧縮、梱包を行った後、プラスチックリサイクル業者に売却しております。容リ発泡につきましても、リサイクル施設で選別を行い、笛堂にございますリサイクルプラザで減容を行った後、プラスチックリサイクル業者に売却しております。古紙につきましては、収集後、直接古紙リサイクル業者に売却、古布につきましても、収集後、直接古布リサイクル業者に売却を行っております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** ありがとうございます。こういうリサイクル、資源ごみも物によっては例えば古紙、古布やとしたら、市の職員で収集だけして、リサイクル業者にそのまま渡すということになってたりとか、ペットボトルに関しましては、選別まで行って、そこで圧縮して、また、梱包もしてリサイクル業者にお渡しするというように、いろいろ資源ごみによってはちょっと違うというところがございます、古紙、古布何かは、収集だけをしておりますので、リサイクル業者にすぐに渡すというところで、そんなに、比較的市の職員の手間が、今、省かれてるところなのかなあというところを前置きをさせていただきたいなと思います。

今、冒頭にもお話しさせてもらったように、市民の皆様からは、回数については、先ほど吉村議員もあったように、ルールとかいろんな要望がございまして、その中で、私たちに言われるだけじゃなくて、恐らく環境課のほうにもお話をされてることはあると思うんですけど、広く一般に、何か今までに、収集回数とか、このルール、アンケートを実施されたことというのがあるのかないのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** これまでにそのようなアンケートは実施しておりません。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** アンケートを実施したことがないと。これは旧町時代からも調べてもらってたんですけど、これもないということで、聞いておるところでございました。今、生活スタイルというところも変わってきております。先ほど外国の方も入られてきてるところもありますし、やはり人口だけでは、人口のことだけではなかなかごみ出し、生活スタイルも変わってきてる、その中でちょっと変えていかなん部分もあるんじゃないかなというところも感じたところがございます。夏場と冬場では、品目によって、差異が先ほどあったんですけど、特に最近はペットボトルの需要というのが、やはり熱中症対策も含めて、多い傾向にございます。先ほど月11トン違うというところがございます、年次を通して、ペットボトルの回収が月1回で、ちょっと少ないんじゃないかなという声がございます。これを夏場において回数を増やすことができるのか、それは対応可能なのかというところをお聞かせ願いたいなというところがございます。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** ペットボトルの収集量につきましては、飲物をよく飲まれる夏場が多くなる傾向にございます。しかしながら、現在の収集日の余裕や収集人数、車両等の体制におきまして、収集回数を増やす対応は難しい状況にございます。今後、他品目との回数が調整可能かも調査をし、前向きに検討してまいりたいと考えております。また、ペットボトルを出される際に、もう一手間おかけをいたしますが、ペットボトルを軽く足で踏み潰すか、比較的安価な圧縮機もございますので、潰した状態で搬出していただくことで、かさもだいぶ小さくなり、ストックもしやすいと思いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 啓発のほうもしていただきまして、ありがとうございます。今、やっぱり収集人員とか、

車両の体制、先ほどの質問、吉村議員のほうのことでも出てきましたけども、それがなかなか難しいんですという話なんですけど、例えば、品目、古紙、最近でしたら、本当に民間の古紙のリサイクルというのも増えてます。それと、大字によっては子ども会とかを通じて、古紙の回収、補助金を出しているところもありますので、そういうところももっと啓発していただいて、古紙のところを、ペットボトルを、何かしらその品目を、もう一回見直した上で、品目の回数を見直した上で、今に合った回数にさせていただきたいなというところがございます。本当に切実に、ハイツとかにお住まいの方とかでしたら、ペットボトルが、もう月1回やったら置くところがないというような声も聞いておるところでございますので、この辺はもう一回どういうアンケートを取られるか分からないんですけども、今に合った回数、そのルールも含めてですけども、検討していただきたいと、こういうところがございます。

ちょっと時間がないので、大体15分ごとずつでいきますので、次の質問に入らせていただきます。次は、運動場施設というところがございます。運動場施設については、結構見落とされがちなところがありまして、運動場施設というのは、葛城市で条例で規定をしているんですね。葛城市で規定をしている運動場施設というのは、新庄の第1健民の運動場、第1健民運動場は新町のほうのグラウンドです。新庄の第2健民運動場は屋敷山公園のほうの運動場で、當麻の健民運動場、葛城市の農村広場、これも當麻の庁舎の前のところの運動場、新町公園球技場は新町のサブグラウンドと言われるところですね。それと新町の公園のテニスコートと屋敷山公園のテニスコートの、この7か所が運動場条例の中で規定をされているというところがございます。ここは設備更新が、結構大きい防球ネットとかもいろいろあるんですけども、どのようにされているかというところを聞いていきたいなと思っておるところでございます。

まず、先ほどお話しさせてもらった運動場施設の設備や備品においては、市として保有しているものはどのようなものがございますでしょうか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。よろしく願いいたします。

各施設によって備付けのものが異なりますが、主なものとしたしましては、運動場では放送設備やナイター照明設備、防球ネット、白線を引くためのラインカー、整地するためのレーキ、野球、ソフトボールのベース、バックネット、サッカー競技のゴールやフラッグ、テニス用ネットなどがございまして、必要に応じて、これらを収納するための倉庫を設置しています。また、利用者が個々で使用される道具につきましては、各自で持ち込んでいただいておりますが、定期的に利用されている市内の団体等においては、ご相談いただいた上で、市から保管可能な場所を割り当てさせていただき、各団体の管理責任の下で保管されているものがございます。市の備品につきましては、シール等で表示することで区分するとともに、台帳にて数量を管理しております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** ありがとうございます。僕も現地確認をさせていただきまして、いろいろ、備品とかがその団体が使っているものと、どっちが市のやつかなあというところが分からなかったんで

す。今お答えしていただいたのはシールで管理をされてるのと、台帳では数量等を確認されているというところでした。レーキとかは、細かい備品ありますよね。先ほど挙げていただいたような白線を引くためのラインカーとか、その辺というのは、ちょこちょこ要望というのをいただくときがあります。これ、壊れているよと。ほんでそのたびに体育振興課のほうに連絡を入れさせていただいて、対応はしていただけたりもするところがございますけども、設備とか備品、私たちは聞いたものをお伝えをして、更新なりをしていただいておりますけども、設備とか備品の新設とか、修繕とか、改修、そのものについて市としてどのような基準を設けているかというところを聞かせてもらえますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 各施設の設備や備品の新設、修繕、改修につきましては、特に基準を設けておりませんが、修繕等を要する箇所については、職員が行う現場の巡回や利用者からの報告により対応をさせていただいております。また、各施設の設備や備品につきましては、基本的には修繕による対応としておりまして、老朽化等の度合いにより、優先順位を検討した上で対応させていただいているところでございます。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 今お答えしていただいたように、職員が巡回をして、見ていると。定期的に、何か保守点検というのを行われているかというところをお聞かせ願えますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 各施設の設備や備品においては、法令等で点検が義務づけられているものはないことから、事業者による定期的な保守点検は行っておりませんが、月に1度程度の現場の巡回により、職員が状況等を確認させていただいております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** まず職員のほうで、定期的には月1回程度、行われていると、現場の巡回をしていただいているというところで確認をする。これ、後でも言いますが、職員だけの判断というところが、やっぱり課で人員も変わるときがございますし、主観的に見たときに、人によってちょっと違うときもございます。やはりその辺をどうしていくかというところもございます。あと、それは職員でやっていただいて、ほか、利用者からの要望とかもあると思います。我々が備品の修繕とか改修を聞いてお伝えするというところもあるんですけども、ほか、利用者からの実際の要望とかいうのは、どのような形式で聞き取りを行っているかというところをお聞かせ願えますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 市のホームページからのお問合せメールによりご意見をいただくケースもございますが、主には施設利用時の手続の際に窓口でお伝えいただいたり、利用後に提出いただきます利用報告書には特記事項欄を設けておりまして、利用時に気づかれたことなどのご意見や要望をご記入いただけるようにしております。利用者からのご意見等につきましては、利用報告書によるものが最も多い状況でございます。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 利用報告書というのがあるんですね。団体さんが使われてるときに、利用報告書というのが、そういうフォーマットで使っていただけるようにはしているというところでございました。先ほど言ったように、細かい備品とかというのは、利用者からの要望というのもあるので、すぐに対応したりはできるんですけど、法令点検というのがこの工作物にはないんですね。例えば建物でしたら、義務づけられてる12条報告であったりとか、そういうのがあるんですけど、工作物に関しましては、防球ネットであったりとか、バックネットとか、そういう大きいものについての基準がなかなか設けられていないというところなんです。ということは予算が取りにくいんですよ、改修するのが大きいので。そやから、それがどういうふうにしていったらいいかというところを質問していくんですけど、まず、大きいもの、先ほど例を挙げたんですけど、防球ネットとかバックネットについては、いつ更新をされたかと、7つ、先ほどあったんですけども、やられたところをお聞かせ願えたらと思います。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 防球ネットにつきましては、平成23年度に新町公園球技場の北面の更新を行っています。また、令和元年度には、農村広場の南面及び西面の一部について更新を行っています。そのほか、令和2年度に農村広場の内野面のラバーフェンスの更新、令和6年度に、新庄第1健民運動場の西面から南面にかけてのフェンスの更新などを行っております。また、バックネットにつきましては、各施設とも当初の整備以降の更新はございません。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 僕も、それを聞いて、見に行かせていただきました。更新されている。でも、これも見たら一部なんですよ。更新されてるところ、大方、大概が修繕のパッチワークで済まされているところが、見てたら多いですね。それはなかなか全部をしようと思ったら予算が要るところも分かるんですけど、優先順位というところもちろんあるんかもしれませんけど、バックネットなんか、これ、各施設とも全部、今まで、建ってから、造られてから何十年とたっていると思うんです。そのところが、1回も更新もしたことないし、フェンスも張り替えてないというところもあるので、ほんで、さびもかなり浮いてても、逆に危険なところもあるんじゃないかなあと。鉄骨が、さびが浮いてきてたりもしますので、私が目視で見ただけでも、なかなかちょっと傷んでいるなというところを感じたところでございます。までもこれも、先ほど言ったように、人の主観によるものですので、職員があんまり傷んでないよねと思ったらそれまでなんです。そこで、修繕とか更新履歴とかが分かるような統一したシステムとかというのがあるのかなというところをお聞かせ願えますか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 統一したシステムというものではございませんが、各年度ごとに修繕や更新を行った事業の項目をエクセルファイルにより修繕や更新の履歴が把握できるよう整理しております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** なかなかそういうシステム、エクセルで一応修繕とか更新は履歴が把握できるようにされていると。何でもいいんですけど、ちゃんと分かるようにはしておいていただきたいというところでございます。

先ほどもお話しさせてもらったように、放送設備であったり、ナイター設備、また、バックネット、更新に比較的予算のかかるものについては、計画的に予算を確保していかなあかんというところが考えておるところでございます。修理とか修繕で応急的なものになっていっていると。今、現状そうでございます。特にバックネットについては、先ほどもお話しさせてもらったように当初よりやられていないということでもございました。職員の巡回、利用報告書を参考にするのと併せて、予算のかかるような大きい工作物については、市独自で定期的に調査をして、チェックリストというのを、誰がやっても判定度、ABCとかで判定ができるような、そういうのをつくられたらどうなのかなと。そういう取組を提案したいと思うんですけども、検討していただけますでしょうか。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 運動施設の設備等につきましては、全面的な更新に至っていないものもあり、今後改修などの対応が必要であると考えております。また、建築物とは違い、工作物等につきましては、定期的な検査や調査が求められていないため、これまで職員の巡回により老朽度を確認をしておりましたけれども、市独自の工作物等のチェックリストの作成や定期的な調査等につきましては、他市の事例も参考にしながら、市の技術職員とともに研究をさせていただきたいと考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 研究してください。ほんまにバックネットとかでも鉄骨で造られたりしてますので、もうさびてバーンといきなり台風とかで折れてしまってもあかんのでね。そやから、やっぱりそういうところ、予算をしっかりとつけていけるような、そういうバック資料、バックデータをつくっていくことが必要なのかなというところがございます。

スポーツについては優先順位が、僕の中ではちょっと低いんちゃうかなというところが、感じておるところなので、もうちょっと力を入れてやっていただきたいというところがございます。よろしく願いをいたします。

続いて、行きますね。選挙の投票率向上と主権者教育の実施状況についてというところでもございます。私たちも、10月の改選を踏まえまして、ここで再び一般質問の席に立たせていただいておりますけども、令和7年10月の市議会議員選挙における投票率というのをお伺いできますでしょうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

令和7年10月26日執行の市議会議員選挙における投票率でございますが、全体で54.82%でございます。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** そしたら、全体で54.82%というところがございます。

それでは、期日前の投票率というのはどうなっておりましたでしょうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 先ほど申し上げました、全体で54.82%でございますが、そのうち、期日前投票率は

27.78%となりますので、50.68%の方、すなわち半数強の方が期日前投票をされております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** そしたら、年代別にお伺いしたいんですけども、期日前しか、まだ今出ないですか。その年代別で教えていただけますか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 期日前投票における年代別の投票率をお答えいたします。

まず、18歳が15.97%、19歳が13.12%、20代が14.20%、30代が15.11%、40代が21.03%、50代が28.52%、60代が36.86%、70代が44.19%、80代以上が31.70%でございます。年齢が高くなるにつれて、投票率は高い傾向でございます。先ほど申し述べました期日前投票率の平均が27.78%でございますので、50代以上の全ての年代で平均を上回り、50代未満では、全ての年代で平均を下回っております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** それでは、投票所の投票率の高い地区、それと低い地区があると思うんです。それをお聞かせ願えますか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 市内31か所の投票所におきまして、最も投票率が高い投票所は81.47%、次いで75.00%となっております。両投票所ともに共通しているのは、いわゆる旧村と呼ばれる地域で、有権者数の少ない大字を含む投票所でございます。一方で、最も投票率が低い投票所は45.77%、次いで47.68%となっております。両投票所ともに共通しているのは、宅地開発が進んでおり、若い世代が増えている傾向にある大字を含む投票所でございます。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 今、年代と、投票率、それと地区別の投票率をお伺いしたところなんですけど、傾向的に見ると、やはり若い世代の投票率というのが低くなっているということと、開発が進んでいる、どちらかという、葛城市外から来られている住民の方の投票率というところが下がっていったんじゃないかなというところがございます。これは、どこの地域においてもそうです。いうたら葛城市だけじゃございません。でも、顕著に葛城市も、前の市議会議員選挙から12ポイントちょっと下がって、かなりの下げ幅になってきているというところがございます。

そこで、やはりこれについて、投票率を上げる仕組みというのを、取組というのをしているかなあかんですけど、市としてはどのようなことを今行っているかというのをお聞かせ願えますか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず最初に、奈良県選挙管理委員会、明るい選挙推進協会などが主催する明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品募集がございます。明るい選挙啓発ポスターコンクールは、明るい選挙を呼びかけるポスターを描くことで、将来の有権者である児童・生徒に政治や選挙に関心を持ってもらうきっかけづくりを目的に全国規模で行っております。また、二十歳の集いにおきましては、20歳になられた参加者全員に、明るい選挙推進協会が作成する冊子

を配付し、若い世代が政治や選挙について、もっと関心を持っていただけるよう取組を行っております。

さらに、市のホームページの18歳になったら選挙に行こうの案内ページを設けまして、総務省のサイトにある高校生向け副教材や保護者の方と一緒に選挙に行ったことのある子どもは、そうでない子どもに比べて選挙に行く割合が高くなるという意識調査の結果を踏まえ、あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ、子どもと一緒に選挙に行こうと題したパンフレットのリンクを設定し、啓発を行っております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 市ではそのような取組を行っていただいております。若者の政治離れというのが本当に深刻になりつつあります。その一方で、SNSとかの発信によって、政治に触れる機会というのは多くなっているんじゃないかなと私は感じております。しかしながら、投票行動に結びつかない現状でございます。市政をもっと身近に感じる取組をして、投票行動に、行ってもらうというのはおかしいんです、これも。いうたら選挙権をしっかりと行使していただかなければならない。ただ、身近に感じていただいて、投票行動につなげていく取組、それをどのようにすればいいかというところをお聞かせ願えますか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 若者の投票行動につなげる取組は、先ほども答弁いたしました以外にも多岐にわたるものと考えております。

まずは、若者が投票に行かない理由として、投票所に行くのが面倒だから、忙しい、時間がないからといった物理的な障壁や、政治や政党、候補者についてよく分からないといった情報不足が挙げられます。これらのことから、政治への関心を高める主権者教育の充実、投票しやすい環境の整備、民間企業や高校、大学などと連携した啓発活動などが挙げられます。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 候補者についてよく分からないとかの情報不足については、やはり我々議員とか、立候補者がしっかりとこのSNS、また、議員活動報告とかを用いて、市民の皆様にとしっかりと情報を取りに来ていただくのではなくて、こちらからしっかりと発信すると、そのような必要があると感じております。

行政としては、公選法に抵触するとかいうところもございます。選挙権の行使を促す取組が必要でございます。そのためには、選挙を身近に感じてもらう必要があるというところがございます。全国的にも若年層の政治離れというのが深刻な状況になっておる中で、有名人を起用しての選挙啓発であったり、チラシをゆるキャラとかでデザインをしたりというところで工夫されてるのが様々ございます。その中でも、先ほど親の背中を見て、子どもと一緒に選挙に行こうというところも先ほどお話ししていただいたんですけども、世田谷区議会では、議員選挙のときに、啓発チラシとして、デザインを多摩美術大学と連携して、親子で投票に行こうキャンペーンを行われた。公選法の一部改正によって、この18歳未満でも投票所に入ることができるようになったことから、主権者教育と兼ねての試みであると理解をし

ておるところでございます。本市においても人気の高い蓮花ちゃんや相撲コンテンツを使って、親子で投票に行こうという試みというのはどういうふうな形で考えておるところでございましょうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 議員お述べのとおり、公職選挙法の一部改正によって、平成28年から投票所に入ることのできる子どもの範囲が選挙人の同伴する幼児から、選挙人の同伴する18歳未満の方に拡大され、実際に本市の投票所におきましても、子ども連れで投票される方が増加をしております。子どもさんたちにとって、親が投票する様子を間近に見ることで、貴重な体験になっていると考えます。このことから、選挙管理委員会におきましても、親子連れ投票の推進について調査研究をしてまいりたいと考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** そういう形で調査研究していただくんですけど、また、今度は投票所の問題というのがございまして、高齢者の投票についても、移動手段とか、各地区の投票所がなかなかバリアフリーに対応していないという事例も伺っております。こういった課題を市としては、どのように感じておるかというところもお聞かせ願えますか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 本市では現在31か所の投票所と2か所の期日前投票所がございます。31か所の投票所につきましても、多くは地区の公民館などを借用しており、バリアフリー対応がなされていない場所もございますが、必要に応じて手すりを貸与したり、土足で投票できるように対応をしております。また、2か所の期日前投票所につきましても、新庄庁舎と當麻庁舎に設置をしております。両投票所ともバリアフリー対応がなされております。さらに、全投票所におきまして、介助が必要な方に対しましては、投票事務従事者が安全に投票できるよう介助を行っております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** ありがとうございます。そのような形で、そういう申出があればそこで対応して、ということをお聞かせ願いました。これについては周知をしていただいて、そういうところになってないところありますので、分からない人もおると思うんです。そやから、責任者にこういうことがありますよということを伝えていただけたらなと思います。

それでは、若者の政治参画を促す取組として、先ほども言うてましたけど、主権者教育の充実を図ることが必要でございます。以前にも質問を行いましたけども、学校でのその後の取組を伺いたいと思います。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 選挙管理委員会では、令和6年度に初めて市内中学校と連携し、中学3年生の生徒を対象に、選挙の出前授業を行いました。社会科の授業で公民を習った後の時期に選挙に関する体験授業として、選挙についてのマル・バツクイズや模擬選挙ということで、複数の候補者の政策論争を聞いて、実際の選挙器具を使用して投開票を行うなど、分かりやすく親しみやすかったとの声もいただいております。令和7年度におきましても、継続して、市内中学

校の3年生を対象に出前授業を行う予定でございます。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 学校における主権者教育の取組についてお答えをさせていただきます。主権者教育は、単なる選挙制度を教えることだけでなく、未来の担い手である子どもたちが社会の構成員として自ら考え、判断し、行動できる自立した市民となるための基礎を築く教育と捉えております。学校におきましては、これまでから、社会科の授業を通じ、民主主義の理念、選挙や政治の仕組みについて学んでおります。これに加えまして、学級活動や社会活動などの特別活動を民主的な意思決定や対話を通じた課題解決を実践に学ぶ重要な機会と位置づけています。さらに、葛城市の未来を担うという志を育む取組を強化いたしました。

令和5年度のこども議会や令和6年度の葛城市未来を語る会といった取組を経て、今年度は中学生からの主体的な要望を受け、中学生「志」議会を開催いたしました。当日は、その議会の様子を市内全学校に生配信いたしまして、参加生徒以外にも、市政に対する関心と理解を深める機会を創出いたしました。これらの主権者教育への積極的な取組は、生徒たちの意識に確かな変化をもたらしていると考えております。両中学校の生徒会選挙において、ここ数年、役員定数12名のところに20名以上の立候補者があり、選挙が行われていることは、生徒たちが自分たちの意見が、学校、そして社会を変える力になるということを実体験として感じる事ができた具体的な成果であると感じています。

今後につきましても、引き続き選挙管理委員会などの外部機関とも連携し、社会参加への意欲を高める取組を充実させてまいりたいと考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 主権者教育については、私は2年前にも質問させていただいて、その取組、出前選挙をやりますと言っただいて、実際やっただいて、こういう成果が出てきているという、これは本当に喜ばしいことかなと思っております、「志」議会、ほんで生徒会でも、立候補者が増えてきているというのも、すごいいい傾向かなと思います。

あとはこれ、小学校にも増やしていただいて、本当に予定がいろいろ学校の行事と重なる場所もいっぱいあると思うんですけど、ぜひとも授業参観のときにやっていただきたいなというところ、これ先ほど言ったように、子どもから親が学ぶことがあるかなというところがございまして、そやから、逆に、子どもが投票している姿を見て、やっぱり親も学ぶというところもございまして、それを学校とも連携して、ぜひとも可能な限り取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次、時間がないので行きますけど、市内の駅前利用のことについてなんですけど、葛城市内には7つの駅がございまして、ここには今、駅前広場として条例化されているというところは1つもございません。広場がないんです。ここに、駅前のにぎわいというのが、葛城市、どれもなかなか見て、ないんです。例えば、天理でしたら、コフンというところ、天理の駅前、あれも条例化されております。それと、最近でしたら川西町の結崎の駅のところにも条例化されて、市で施設を造って、そこにチャレンジできるような事業者が日替わり、週替わりで、そこを使って、駅前のにぎわいを創出している、そういう取組もございまして。

例えば御所駅もそうなんですけど、見てたら、市有地に御所市が賃料を取って、カフェをそこに併設されておったり、観光案内所があったり、その辺がにぎわいをもたらしていっていると。葛城市はよく言われるのは本当にコンビニもないし、いろいろそういうところ、憩いの場もないと。駅前に今度、「志」議会のほうでも提案されたように、何か屋根つきベンチというのも設置されると聞いてるんですけど、そういう駅前広場としてちゃんと整備もされてないんです。どこに置くのかなと、今、またちょっと思ってる場所なんですけど、ただ、こういうイベントとか、マルシェであったり、何かいろんなイベントをできるようなところが、葛城市は1個もないんです。

もう時間がないからもう率直に、全部飛ばしますけど、市長、近鉄尺土駅なんですけど、これから進めていくじゃないですか、近鉄尺土駅も整備する。こういうにぎわいを持たせたそういう駅前広場とか、そういうものを造れるような条例、条例化してもいいんですけど、そういうものを造っていけるような取組というのを、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 駅前ににぎわいを創出するに当たり、広場の利活用を進めることは重要であると考えております。葛城市都市計画マスタープランにおいて、尺土駅周辺は、駅前にぎわい交流拠点と位置づけております。このことから、市のイベントや催物を尺土駅前広場周辺で開催するなど、活用することでにぎわいの創出につなげたいと考えております。道路と鉄道の結束手点という利点も生かし、駅前広場の条例や、隣接する公園との連携も視野に入れ、にぎわいの創出につなげてまいりたいと考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 今、市長答弁いただいたように、公園との関係もうまいこと使えるのかなと思いますし、ただロータリーだけ造るのではなくて、市として、活性化、あそこをにぎわいの拠点として活性化できるような取組、条例化をしていってもいいですし、前の総建の常任委員会でも、トコトコラボというところに行かせていただいたんですけど、そこに布袋駅というのがありまして、そこで募集されているんです、その駅前広場、何か使ってくださいと。高校生がブラスバンドをしたりとかいろいろされてるんです。そういう本当ににぎわいを持てるような、尺土駅は本当に今から力を入れてやっていきましょうね。それと、やっぱり道を通していきましょう、あそこ。弁之庄・木戸線、やっぱりそれが大事だと思います。10分でしょう。行きますね、次。

続いて、旧奈良県社会教育センター跡地についてというところでございます。先日旧社会教育センターの跡地活用に関するかつらぎみらいの森アイデアコンペが開催されました。公開審査も行われて、どのような提案がなされたか、概略を伺いたいと。また、本市は当該施設を含む葛城インターチェンジエリアの活性化を目指し、滞在型観光を進めていこうとしておりますが、その辺りの提案というのはあったのでしょうか。

**増田議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

今回のかつらぎみらいの森アイデアコンペの実施に当たりましては、協力いただいた公益社団法人、日本建築家協会近畿支部の方々と協議の結果、募集要項において、1、地域活性化の拠点となる施設、2、既存ストックを有効活用した泊まれる場及び市民が憩える場の創出、3、この場所の特性を生かした自然豊かな環境と非日常を楽しめる場づくり、4、サステナブルで循環型社会の規範となるモデル、5、道の駅かつらぎをはじめとする地域ネットワークに資する取組、この5つを目指す施設像として自由な提案を募り、結果として39点の作品の応募がございました。その中には移住体験をテーマにしたもの、芸術をテーマにしたもの、また、劇場をテーマにしたものなど、どの作品も魅力あるものでございました。また、2次審査に残った作品の中には、道の駅かつらぎや梅乃宿酒造との連携といった提案もあり、葛城インターチェンジエリアの活性化を目指し、滞在型観光を進めていこうとしている本市の考え方とも合致する作品であると考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** ありがとうございます。概要をお話ししていただいたんですけども、コンペを開催されて、これはあくまでも今回の趣旨は活用の提案ということを知っております。自由な発想でのものかと考えてるんですけど、市としてはこれをどう活用して、この実現に向けてこれから取り組んでいくのかということをお示しく下さい。

**増田議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** これまでは、事業者に対しては、旧社会教育センターエリアの場所を紹介し、希望事業者には奈良県と一緒に現地を案内しておりました。今回の空間デザインコンペティションの結果により、事業者に対して本市が取り込もうとしているより具体的な提案もできるようになると考えております。また、2次審査に残った方々に対しては、作品を事業者にPRすることに対して同意をいただいております。市といたしましては、これからの作品を積極的に活用し、例えば奈良県が主催する、東京で開催している奈良県宿泊施設設立地セミナーのPRなどにしていくなど、今後は事業者に対して積極的にPRを行い、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 今、事業者の話が出たんですけど、このコンペの要件には、事業者との共同提案ということも可とされておったんですけど、そのような応募というのはあったのでしょうか。

**増田議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 2次審査に残った方の中で、事業者と共同提案された作品も1つございました。ただし、事業者については、出資者ではなく、事業実施の際に、共同運営する事業者であったと伺っております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 事業者が共同出資ということではないというところで、やはりこれ、皆さんホームページで受賞された作品というのが載っております。本当にわくわくするような提案ばかりでございまして、これを基に、やはりその事業者、そこを経営していただく方を募らなあかんというところでございます。これ、1つ、武器にしてやっていかなあかんというところでござい

ます。

市長もこの公開審査の審査委員として入られておったんですけども、どのような感想を持たれたのか、また、市として進める方向と一致したものが受賞をされておると思うんですけど、特に感銘を受けたご提案内容というのはどうであったかという市長の感想をお聞かせ願いたいと思います。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今回のかつらぎみらいの森アイデアコンペは、最終的には優秀作として6作品が入選されました。どの作品も、葛城市の将来にとって有益な提案をしていただいたと感じておるところでございます。私も審査委員として参加させていただき、各提案の方のプレゼンテーションを聞かせていただきました。提案の中には地元葛城市の出身の方もおられ、葛城市の将来の姿を地元に対する思いを持って提案をいただいたものもございました。

私としては、この機会に提案いただいた作品のアイデアを基に、奈良県の管理下にある社会教育センター跡地エリアの活動に向けて、事業者の誘致など、より具現化して進めていくよう事務方にも指示をしておるところでございます。今後さらに、葛城インターエリアの活性化を目指し、滞在型観光を進めてまいりたいと考えております。

**増田議長** 西川善浩議員。

**西川議員** 市長の感想と、前向きな答弁でいただいたのかなと思います。これは、令和3年に旧の奈良県社会教育センターが閉館をされて、それから本当に地元の要望でもありました。やはりここを、獣害被害であるとか、不審者の侵入、どないすんねんというところもあって、草木のメンテも含めて、非常に心配をしているところでございます。

こういう提案を出してきていただいて、ここからまだまだ、これは市にとっては1つの武器になったかなと思っております。ここからまだまだハードルがいっぱいあります。もちろん市街化調整区域ですので、都市マスもしっかりといじっていかなあかんし、地区計画を定めていかなんというところもございます。そのためには事業者をしっかりとつかまえる。確度の高い事業者をつかまえていく、これが市長、また、県も含めて、やっていただかんところでございます。これ、大いに僕、期待しておるところでございますし、本当に地元としても、皆さん心配もしているところでもございますので、これからしっかりと、本当にいい提案ばかりやったので、これをしっかりと基にして、葛城市の社会教育センターが、また葛城市がまず滞在型観光をしっかりと推進していけるように、実現していけるように、しっかりとお願いをしたいなと思います。

一般質問、これ、5問やるのはちょっとなかなか厳しかったので、だいたい質問をはしょりましたけど、これから3問程度にさせていただきたいなと思います。

以上、一般質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

**増田議長** 西川善浩議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時30分から会議を再開をいたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時30分

**杉本副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

次に、4番、速水一生議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、速水一生議員。

**速水議員** 皆様、こんにちは。日本維新の会、速水一生でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私からは2問でございます。豪雨時における本市内全河川の氾濫についてと、市立小・中学校の修学旅行についてでございます。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** それでは、よろしくお願いいたします。

まず初めに、局地的豪雨、俗称ゲリラ豪雨と呼ばれる突発的、散発的に起こる事前予想が難しいと言われる大雨でございますが、2008年には流行語大賞のトップテンにも選ばれるほど、皆様の認識と関心は高まっております。気象庁の発表で、近年10年間の全国での平均発生回数におきましては、1時間降水量50ミリ以上においては約1.5倍、1時間降水量80ミリ以上においては約1.7倍、1時間降水量100ミリ以上につきましては、1.8倍と、近年の発生件数は増加しております。本市におきましては、奈良県のデータとの比較になりますが、奈良県におきましても局地的豪雨の発生件数は年々増えており、20年前との比較で1時間降水量30ミリ以上においては約1.3倍、1時間降水量50ミリ以上においても約1.3倍となっております。また、葛城市における大雨警報、大雨注意報、洪水警報、洪水注意報の発令回数も年々増加しております。2022年には、大雨洪水警報1回、大雨注意報16回、洪水警報1回、洪水注意報10回、2023年には、大雨警報が2回、大雨注意報が14回、洪水警報が3回、洪水注意報が11回、2024年には、大雨警報が2回、大雨注意報21回、洪水警報5回、洪水注意報が18回となっております、この3年間で発令回数も約1.6倍となっております。各地域により、基準が若干変わりますが、表面雨量指数により判断基準が用いられ、アスファルトで覆われている都市部ほど、危険度は高まります。本市におきましても、市街化が進み、アスファルトが増えております。そういった傾向もございますが、大雨警報、大雨注意報、洪水警報、洪水注意報の発令時には、今後の市長が掲げる葛城市の人口目標も踏まえて、日々の強化した対応が必要になってまいります。こういった現状から、市民の安全を守るためにしっかりとした抜本的対策を行う必要性がございます。つきましては、過去20年間、本市全河川で起きた大規模から小規模の全てで確認している氾濫の件数と状況、現在、市で行われている大雨災害への対策をお尋ねします。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしくお願いいたします。

まず、市内一級河川の氾濫の状況についてでございます。一級河川につきましては、奈良県管理となっておりますので、県河川課に確認したところ、大和川河川事務所の資料により回答をいただきました。平成7年に、東川・葛下川、尺土区東側周辺、甘田川、笛堂区南側

周辺、太田川、道の駅かつらぎ北側周辺、平成19年に甘田川、北花内・笹堂区周辺、以上一級河川で4件の浸水の実績がございました。

次に、普通河川や、地区内の水路においての過去に冠水、越水等が発生した主な箇所でございますが、東室地区、奈良トヨタ周辺水路、柿本地内、新庄庁舎北側水路、弁之庄から疋田地区にかけて太田川河川沿い、北花内地内、プレミスト葛城南側周辺水路、新庄地内、コミセン周辺の水路、新町地内、笛吹若宮神社周辺及び地区内水路、寺口地区東側の大屋池周辺の道路、平岡地内、配水池周辺道路、笹堂地内、甘田川、国鉄・坊城線の架道橋のアンダーパス10件などの箇所において、過去の大雨時に越水や冠水が発生しております。

次に、大雨災害への市が行っております主な対策でございます。

まずは、ため池貯留事業についてです。ため池を治水利用するもので、ため池の放流口を小さくするオリフィス等を設置し、ため池の上流域に降った雨水をため池に一時的に貯留し、流出量を低減させ、下流河川や水路の氾濫を抑制するという事業です。新在家大池ほか10か所のため池について実施いたしました。令和6年3月の時点で6万1,977立方メートルの貯留対策を行っております。今年度も継続して事業を進めております。

次に、市が行っております河川のしゅんせつ事業についてです。河川において、川底の土砂等を取ることで川底を深くし、河川の水を流す機能を高めることで洪水被害を低減する事業です。令和元年度から令和7年度までの実績ですが、太田地内、太田新池周辺の平石谷川ほか8件で、約3,200メートル事業を実施しております。今年度も継続して事業を進めているところです。

また、村内の水路越水についてのハード面の対策として、水路や道路肩のかさ上げやバイパス管の新設、また、水路の流れを改善するための水路改修などを実施しております。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** 普通河川におきましては、引き続き抜本的対策をお願い申し上げます。そして、改めまして、ため池貯留事業について、尺土池、柿本池、新町池のような、今後、都市開発を行っていく上で重要な地域、主要駅付近などにあるため池について、ため池貯留事業の現状をお尋ねいたします。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 尺土池につきましては平成29年度に、また、柿本池につきましては令和2年度にため池貯留事業が完了しております。新町池につきましては、池の取水がポンプアップ方式であることから、ため池貯留事業には適さないとして事業は行っておりません。

以上です。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** それでは、今後、駅前開発や都市開発が行われた際、尺土池と柿本池はなくして大丈夫なんでしょうか。それともなくせないのでしょうか。今後についてお尋ねいたします。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 開発事業において、治水対策に係る調整池等の設置義務の規定があります。貯留施設の設置が義務づけられております。また、市の開発指導要綱の協議の中で、貯留量や流

出量削減について指導、協議することとなります。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** ありがとうございます。ため池貯留事業による来るべき災害の対策と池の補強を含め、今後ともしっかりとした今後の本市の開発計画などの発展とともに連携して進めていただきたく存じます。しかしながら、年々増え続ける大雨に対して、市街化によるアスファルト面の増加による表面雨量指数の判断基準が高まってまいります。事被害が大きくなる一般河川におきましてはどうなのでしょう。改めてお尋ねします。近年市街化が進み、アスファルトが増えており、そういった事情も踏まえて、想定以上の大雨が発生した場合や、広範囲に氾濫が発生しそうな場合、また、氾濫した場合、そして、一級河川の指定区域において氾濫が発生しそうな場合や、した場合は、市として今後どういった対応が必要だと思われませんか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 一級河川の氾濫については、まずは管理者である奈良県の対応となりますので、氾濫等が予見される場合は、県高田土木事務所と連携を密にして対応の検討や協議を進めることとなります。また、日頃から災害時の情報交換や地元区からの要望につきましては、書面を提出するだけでなく、実際、土木事務所の職員の方と現地調査、確認を行い、改善対策の必要性を詳細に説明していく必要があると考えております。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** ありがとうございます。ぜひ県担当職員と現地調査をしっかりと行い、協力し、協議して対策してってください。市民にとっては市だとか県だとか、迫りくる災害に対してはもう関係ございません。だからこそ氾濫を防ぐ、減らすための抜本的対策を行っていく必要を訴えさせていただきます。誰もスーパー堤防を造ってくれとは言っているわけではございません。各川の状況と原因に適した抜本的対策が必要だと訴えさせていただいております。普通河川は市の管理のため、迅速な対応は可能だと思います。また、実際迅速な対応を行っていただいていると思います。しかしながら、行政のシステムでもあり、事本市におきましては、大半が一級河川の指定区域を含みますので、河川によれば県の管轄です。一級河川指定区域の対策を行うのは県ではありますが、ですが、要望を出すのは、市や大字ではございませんでしょうか。大字の後押しやしっかりとした申入れは市の役目ではございませんでしょうか。市がしっかりと何度も言いに行かなくても、県は動いてくれるのでしょうか。県担当者と一緒に現場調査や確認をせず、伝わるものなんのでしょうか。実際問題として、岩谷川と日本遺産である竹内街道が交差する地点において、過去何度も氾濫、越水を起こしております。何代もの大字が抜本的対策する旨を要望を出されています。本市からも県に要望を出されていると聞いております。しかし、県は一過性の対策で、川底にたまる土砂のしゅんせつを行うだけで、構造上で起こる氾濫原因に対する抜本対策は行われずに解決には至っておりません。また、葛下川の八川流域におきましても、大字から堆積土砂のしゅんせつ要望が提出されているにもかかわらず、6年間行われず、堆積土砂が積もりに積もって、そこに雑草が多く茂り、川の流れが目視できない状況までなっております。当然多くの虫も発生する要因の1

つとなっており、近隣からの苦情も上がっております。そして、この2か所は、市が発行する令和2年12月製作のハザードマップにも同様の内容で危険箇所として記載されております。すなわち、市も認識していたということになります。地域は要望を出している。市も認識している。しかし、何も抜本的対策がなされていない、もしくは県が保留しているのか、それとも未対応なのかということなんでしょうか。ほかにも多くあると思われませんが、ハザードマップに危険ですよと掲載するだけで、安心・安全なんでしょうか。違いますよね。担当が違うなら、しっかり申入れしていくこと、一緒に現場を確認し、連携していくことが大事なのではないでしょうか。市はこういった状況で、県だからといって手続を行うだけではなく、改善に向けた市民のための声を県や国に、そして、しっかり管理担当者と立ち会い、現場調査確認をしていくべきであります。もっと県と協力し、連携を密に行っていくべきだと思えません。そして、市と県がしっかり連携し、市民のための安全を確保する積極的な対応を期待し、ぜひともお願い申し上げまして、そして県への要望が市議会議員に集まる現状を併せてお伝えさせていただいて、1つ目の質問を終了いたします。

続きまして、本市における市立小・中学校の修学旅行の実態について質問いたします。

まず、初めに、同音である市営である市立と民間である私立を区分するため、「いちりつ」と「わたくしりつ」と発言する旨をご了承いただきますようお願い申し上げます。文部科学省はこうっております。平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと、そして、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられ、子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動であると。そういった修学旅行ですが、私も市立小学校での修学旅行はよき思い出となっております。実際問題、車酔い、私、弱いので、バス移動だったので、なかなかバスでの車酔いに悩まされました。そのときは、貸切り電車での伊勢神宮への修学旅行でしたので、元気があり余って、はしゃいだものでございます。逆に高校時代、私立の高校でしたので、残念ながら修学旅行そのものがない学校でした。月日がたって、友人との話題の中で修学旅行がないことが、疎外感を感じ、寂しく感じたことも多々ございます。思い出には、成長期に欠かせない自己認識の形成や、価値観の形成といったことから、また、生活態度においても重要とされております。現在、新庄小学校、忍海小学校、新庄北小学校、磐城小学校、當麻小学校、新庄中学校、白鳳中学校において、各校の修学旅行は、どこへ行き、どこへ泊まり、どういった移動手段で、令和6年度、保護者負担金額、費用は積立式なのか一括式なのか、その各理由を、そして、小学6年生の児童数と中学3年生の生徒数、出席希望者数と欠席者数、そして欠席者の理由をお尋ねいたします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いたします。

初めに、修学旅行の行き先、宿泊先、移動手段について、お答えをいたします。小学校についてでございます。小学校は1泊2日で、新庄小学校、忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校につきましては、令和6年度、令和7年度ともに行き先が広島、宮島方面、宿泊先は

ホテル、移動手段はバス、新幹線、船舶となっております。磐城小学校につきましては、行き先が広島、姫路方面、宿泊先はホテル、移動手段はバス、新幹線となっております。

次に、中学校についてでございます。中学校につきましては、2泊3日で、新庄中学校につきましては、令和6年度、令和7年度ともに行き先が沖縄方面、宿泊先は民家での宿泊体験とホテル、移動手段はバス、飛行機となっております。白鳳中学校につきましては、新庄中学校と行き先、移動手段は同じでございますが、宿泊先が、令和6年度は民家での宿泊体験とホテル、令和7年度はホテルに宿泊をしています。

次に、修学旅行費用の徴収方法につきましては、全ての小・中学校におきまして、積立てによる徴収、または、一括徴収のどちらかを家庭の事情に合わせて、保護者により選択ができるようになっております。

次に、令和6年度の保護者負担額でございます。新庄小学校、3万4,396円、忍海小学校、3万2,354円、新庄北小学校、2万8,381円。磐城小学校、3万1,186円、當麻小学校、2万8,706円、新庄中学校、6万4,053円、白鳳中学校、6万6,000円となっております。

次に、小学校6年生の児童数と中学3年生の生徒数でございます。小学6年生は、令和6年度は453人、令和7年度は360人。中学3年生は、令和6年度は375人、令和7年度は374人でございます。

次に、各校の修学旅行への出席者数と欠席者数、また、欠席の理由についてお答えをいたします。令和6年度でございます。新庄小学校では、出席者155名、欠席者2名、忍海小学校では、出席者57名、欠席者はございませんでした。新庄北小学校では、出席者44名、欠席者3名、磐城小学校では、出席者147名、欠席者2名、當麻小学校では、出席者43名、欠席者はございませんでした。新庄中学校では、出席者225名、欠席者3名、白鳳中学校では、出席者143名、欠席者4名でございます。欠席の理由は、各校ともに出発直前での急な病気によるもの、また、長期欠席者となっております。

次に、令和7年度でございます。新庄小学校では、出席者128名、欠席者4名、忍海小学校では、出席者43名、欠席者はございませんでした。新庄北小学校では、出席者28名、欠席者はございませんでした。磐城小学校では、出席者114名、欠席者1名、當麻小学校では、出席者40名、欠席者2名、新庄中学校では、出席者207名、欠席者9名、白鳳中学校では、出席者153名、欠席者5名でございます。欠席の理由は、同じく各校ともに出発直前の急な病気によるもの、また、長期欠席者となっております。

修学旅行では、安全を第一に、児童・生徒にとってゆとりのある行程となるよう計画を立てまして、費用面につきましても、保護者負担の軽減につながるように、各学校において見積り合わせを実施した上で、旅行業者を決定させていただいております。また、修学旅行先につきましては平和学習や体験学習などが実施できる場所を選定しており、友達との特別な思い出づくりや体験を通じた深い学び、子どもの心境や行動の成長につながる貴重な機会と考えております。

以上です。

杉本副議長 速水議員。

**速水議員** 欠席者の理由が病欠のみであることで、金銭面による欠席がないことは何よりでございます。そして安全に配慮し、保護者負担を考慮し、よいものにしようとする学校側の対応には感謝を述べます。しかしながら、物価高もあり、よいものにすればするほど費用はかかるのも事実でございます。費用と内容のバランスを考慮することも重要になってきておりますが、日本の今現在の景気経済状況もあり、積立式と一括式の選択とのことですが、なかなか各ご家庭では一過性の出費というものは厳しいものがあると感じます。また、多くの子育て世代の方々からお声をお聞かせいただいております。子育てにはお金がかかるんですと、幾ら支援があってもうれしいものなんですと、お声をたくさん聞かせていただいております。経済的理由だけではございませんが、児童・生徒が家族や友達に気兼ねなく、親もまた、子どもに気を遣わせることなく、全員参加できることが望ましいのではないのでしょうか。では、教育現場の立場として文部科学省が推奨するように、また、思い出づくりをする上で、物価高もありますが、本当によい修学旅行を計画し、児童・生徒が記憶に残る思い出あふれる修学旅行にするためにも、保護者負担の軽減に重きを置き、本来の目的を見失わないような計画をするためにも、修学旅行費の無償化及び一部補助するべきではないのでしょうか、お尋ねいたします。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 小・中学校におきましては、就学援助の対象となられるご家庭については、修学旅行についても修学旅行費という形で支援をさせていただいております。葛城市が更に住みよいまちであり続けるために、市民の皆様に対しまして、どのようなサービスが効果的であるかについては、総合的に判断し、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**杉本副議長** 速水議員。

**速水議員** 現在、市立や区立小・中学校の修学旅行費無償化を大阪府豊中市、東京都墨田区、荒川区、京都府相楽東部広域連合、区立や町立中学校の修学旅行費無償化におきましては、東京都葛飾区、品川区、埼玉県毛呂山町、私立や県立、町立小・中学校の修学旅行費一部補助を和歌山県九度山町、青森県青森市、青森県南部町などの多くの自治体が行っております。また、大阪府東大阪市も、市立小・中学校の修学旅行費無償化を2027年度に実施を目指しております。他の市町村も検討を行い、その動きは全国に波及しつつあります。文部科学省が言う、修学旅行は教育活動とあるように、教育であり、児童・生徒にとっては1度きりの体験なので、全員参加で行うべきだと私は考えております。日本国憲法第26条2項に明記されている義務教育はこれを無償とするの解釈でいろいろございますが、無償でなかった義務教育課程での教科書も、無償に変わりました。本当にいい政策は、高校教育無償化のように、地方から始まって全国に広がり、そして国を動かしました。子育てしやすい葛城市として全国に向け、率先し、ぜひとも子育てしやすい自治体ランキング、奈良県1位、近畿圏で3位、子育て支援の拡充を行ってきた本市だからこそ、今後、未来につなぎ、全国につなぎ、地方から国を動かす、そんな必要な政策ではございませんでしょうか。改めて修学旅行費の無償化及び一部補助の必要性を強くお願い申し上げまして、私からの一般質問を閉じさせて

いただきたく存じます。ありがとうございました。

**杉本副議長** 速水一生議員の発言を終結いたします。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

川村優子議員。

**川村議員** 皆様、こんにちは。川村優子でございます。改選後、4期目でございますが、今日一般質問をさせていただきます。

質問内容は2点ございます。議長のお許しを得まして、葛城市こども・若者サポートセンターの業務体制について、そして、2つ目の質問は、市内のこども食堂への支援体制について、この2問をご質問させていただきます。

これより質問席にて行わせていただきます。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** それでは、よろしく願いをいたします。

改選前の厚生文教常任委員会の調査案件になっておりましたこども・若者サポートセンター業務での発達障がいに関する支援でございます。改選後の新体制でございますので、これまでの議事録の経緯につきまして、確認をしてみたいと思います。その前に、現在葛城市手をつなぐ育成会という団体がございます。子どもの知的、また、発達に悩む親たちの有志で結成され、我が子の幸せを願い、医療、療育、教育、福祉、就労などの施策の整備や充実を求めて、仲間の親たちで手をつなぎ、そして関係者や市民に啓発活動をされています。県や全国的にも組織がございまして、また、歴史も古く、葛城市も旧町時代は手をつなぐ親の会として活動実績がございました。

私が最初に相談を受けたのは、個人のお悩みでございましたが、しかし、年月とともに、複数の方から同じような内容の相談事を聞くようになりました。また、育成会の方からも、熱心にこども・若者サポートセンターの相談支援について、様々なご意見を頂戴いたしました。個人の相談内容には入れませんが、それはそれにしても相談体制については、共通の問題点がございましたので、私も、関わっていらっしゃる多くの方々にお話を聞くことを積極的に行っていました。葛城市手をつなぐ育成会も、市長にじかに陳情に行かれたりもされましたけれども、数で示してほしいというふうに言われたので、一旦は持ち帰り、思案をされておられました。また、議会にも、相談に来られまして、議会の厚生文教常任委員会での調査案件となったことから、その中継をずっとご覧になって、やはり苦しんでいる親たちの声を聞いてもらえるチャンスをつくらなければならないと思ひまして、アンケートの実施を決断をされました。そのアンケートは、手をつなぐ育成会の方々が、公立や私立の域を超えて、協力してくださる関係機関や、個人にも求めた結果の一部をご紹介します。

なかなか顔は見えませんよ。顔は見なくてもいいんですが、こっちに置きましょうか。これぐらいで、よろしいでしょうか。細かい字は見えませんと思うんですけども、まず、親たちのアンケートでございますので、お子様たちの年齢ということで、グラフにさせていただきました。数字が見えませんが、少し説明をさせていただきます。小学校が136名、そして、

中学校71名、未就学児56名、その他6名、そして高校生が3名ということで、総勢272人、兄弟姉妹を含みます。ですから、小学校の子と中学校の子がいる親御さんもいらっしゃるというグラフでございます。そして、あなたとお子さんとの関係はというところで、お子様は、小学校の通常学級、この部分、通常学級50%、そして小学校の特別支援学級、これがオレンジの部分、22%。そして、中学校、通常学級、緑の部分が10%、中学校の通常学級が10%で、中学校の特別支援学級が5%、そしてもうその他の職業、それから未就学児、黄緑の部分です。そして、その他6%というこの紫の部分は、高等学校の通常学級にいらっしゃる、養護学校の高等部、そして養護学校の中学部、支援学級、様々でございます。未就学児の保護者や小学校の通常学級児の保護者が多数でございまして、専門職という形の回答は、少数であるということになってございます。

そして、次の設問でございますが、これもちょっと大きいほうで。見えないでしょうか。見えないですね。説明をさせていただきます。私もこれがもう精いっぱいでしたので、見えますでしょうか。お子さんについて、この一番上の部分を示しますと、この部分と、この部分、そして合計がここというところですね。お子様について少し気になって、葛城市の機関に相談したことはありますか。はいと答えた方は68人、いいえという方は43人、合計111人でございます。この葛城市の機関というのは、直接的にこども・若者サポートセンターに行かれたのではなくて、保育園のときの巡回相談員を利用したりというのも含まれております。そしてまた、巡回相談員の先生がすごく相談に乗ってくれて、民生委員の方にも非常に手厚くいろんなお話を聞いていただいたということで、はいという方は非常にいい結果であるということをも、報告させていただきます。

まず、保護者自身が、主体的に相談しているということが多くですね。国は、保護者の気づき、そして早期発見の重要要素として位置づけております。家庭が最初のサインを察知する場となっていることはこの表で伺えると思います。

次に、設問の1と関連しまして、年齢と保護者の立場を見ると、発達支援のニーズというのは、最も高いのは、就学前から低学年の子を育てる親であることが浮かびます。はいと答えられた方への質問でございます。相談された回数は何回ですかというところでございます。

まず、ここの部分。継続的に相談している、または継続的に相談していた。そして二、三回、そして1回のみという形になってございます。継続的に相談する保護者は、支援が必要と直観していると考えられます。国の方針では、1度の相談で解決するよりも、継続的なフォローアップが重視される。したがって、ここでは、市が継続的に支援をしていく体制を持つことということは非常に大切なこととなります。

それができたかどうかというところでございますが、次の設問でございます。5番、相談のきっかけは何でしたか。ここの部分、これは複数の選択はオーケーということで、まず、乳児健診、30。それから保育指導や学校指摘というのが2つ目、24。ご自身で気になること、これが、多い数字となっております。乳児健診や園から学校への指摘、保護者自身の気づきというのが主要でございます。国の指針でも、健診や教育現場、家庭は3大発見ルートとされています。この回答傾向は、国の方針と一致しております。発見自体は適切な段階で行わ

れているということがうかがえます。

そして、次に、小さくなるんですけども、もうこの辺は1つずつの設問で行きます。設問の6番でございます。主な相談の内容はというところでございます。

まず、一番に来るのが言葉の遅れが26、次に、発達障がいの可能性というのが16。そして、かんしゃくやこだわり、そして落ち着きのなさ、多動、おとなし過ぎる、こういった数字が多く出ております。言葉の遅れや発達障がいの可能性、行動面の困難など、国の方針で、3歳健診での言葉や社会性のチェックは最重要とされています。ここで、相談内容は、まさに典型的な早期発見の領域でございます。しかし、相談後に療育開始につながるのか、それとも様子見で終わるのか。子どもの発達軌道というのはここで大きく変わってまいります。回答から見えるのは、発見は比較的早期にできている。しかし、重要なのはその後の対応であり、国の基本理念、早期発見、早期療育が本当に実現しているかどうかというのは、次の設問、7で判断できます。

設問7でございます。設問7は、相談対応の内容でございます。初回の相談時に担当者の対応についてどう感じましたか。丁寧に話を聞いてくれて安心した、39人、多い。よかったと思います。普通というのが21人。それからあまり話を聞いてくれなくて不安が増したというのが4名。こういった、個々にそれぞれお感じになったことかもしれません。丁寧に話を聞いてくれて安心したという肯定的な回答がある一方、あまり話を聞いてくれず、不安が増したという否定的な回答も見られることは、このグラフでは分かると思います。国の方針では、保護者の気づきを受け止め、安心感を与えつつ、適正な支援につないでいくということが重視されます。対応が不十分な場合は、早期発見の機会を保護者が自ら閉ざしてしまうリスクがあります。

このあとの8番の設問でございます。8番は、担当者から受けたアドバイスについて、お聞きをいたしました。しばらく様子を見ましようと言われた。一番多いです。28人。そして、保護者としての接し方についてのアドバイスがあった。よかったと思います。20人。それから、医療機関の受診を勧められた。20人。市主催の療育教室を紹介された。16人。民間の児童発達支援について説明があったというのが8名。あとは1人ずつということで、大半はこんな形のアンケートでございます。

市主催の療育教室を紹介された、保護者への接し方を助言していただいた、それから、医療機関の受診を勧められたなどは、このようなまず入り口を持っていただいたことは、非常に相談の1回目としては、よかったのかなと思います。そして、一方では、しばらく様子を見ましようという回答もあったわけでございます。本来、国の方針では、疑いがあれば早期に医療療育につなぐことが基本、療育や医療機関への紹介は理念には沿っているけれども、様子見は早期療育の機会を失う可能性がある。これはリスクが高い対応であるというふうに判断いたします。

それでは、設問9でございます。先ほど様子を見ましようと言われた方へお聞きします。その時どう思いましたか。明確な対処法を教えてほしかったというご不満でございます。先生がそう言うので様子を見ようと思った。同じ数字です。ほかの相談先を探そうと思った。

同じ数字です。あとは、それぞれ様子を見ながら、あちこち相談先を検索した。毎日様子を見ている親がおかしいと思っているのに、真剣に聞いてくれないように感じた。自分の考えで動き、様子を見ながらも、医療機関を受診した。様々でございます。ほかの相談先を探そうと思ったなど、不安や不信感が強い。国の理念からすれば、ここで適切な療育や専門機関につながれなかったことは、非常に逸失機会であったのかなというふうに私は考えます。

それでは、先ほどの設問8の様子見指導というところのセットとしまして、市の対応の課題というのは、10番。10番は、相談の際に児童発達支援や放課後デイサービスの利用を進めてもらいましたか。いいえのほうが多いです。はいは27。デイサービスとか発達支援のほうにはつなげていただけなかったということで、非常にそれはどういうことかということ、いろいろと後で分かっていたかと思いますが、保護者に、その制度というものをまず知っていただく、その内容説明、児童発達支援とはどういうものか、放課後デイサービスがどういうものかということ、そういった情報を相談窓口で伝えるということがなかったのかなというふうに思います。自治体の相談窓口としては、これは大きな課題ではないでしょうか。

そして、11問の現在の相談先というところに、至ります。現在の発達や支援に関する相談はどこにしていますか。これも複数選択可としまして、児童発達支援、放課後デイサービスなどの職員、また、2番目は、教員や保育士、3番は、医療機関、4番は、家族や友人、こども・若者サポートセンターは5番目でございます。親の会や、相談先がなく自己判断で対応しているという、そういった回答もございました。この回答率は、結構170人という、複数でございますが、延べ人数でございますけども、170という数字の中でのこういった回答でございます。ありがとうございます。

こども・若者センター、教員や保育士、児童発達支援、放課後デイ、家族友人などに分散しているという結果がうかがえました。本来は市の窓口がハブとなりまして、医療や療育、学校と連携して支援につなぐことが理想でございます。市の機関だけでは不十分、十分な信頼や対応があまり得られていないのではないかと。それが保護者が複数ルートに頼らざるを得ない。こういった現状をこのアンケートでは見させていただいたのではないのでしょうか。

そして、このアンケートの中で、こども・若者サポートセンターに関して記述していただく部分がございました。ここは、やはり個人として、皆さんにこの前で公表するというのはなかなか個人の事情が分かってしまうという判断を基に、その中のご意見を皆様に口頭でお知らせさせていただきます。

発達検査をしていてくれれば、早期に病院にかかれるきっかけになったのではと思います。最終的にはこちらから強くリハビリセンターへの紹介状を希望したところ、親が楽をするために療育にかかるのではと言われました。そんなわけがない。子どもの困り事のために、様子を見続けて、何か問題が起こったときに責任が取れますかと強く言うと、では紹介状を書きますと言われました。明らかな発達障がいであれば対応してもらいづらいついかなというふうに思いました。また、こんなご意見もありました。昨年10月に高田市の産業会館だったかな、そのときの講演会のときに、免許が取れない、住宅ローンが組めないとおっしゃっ

ていて、帰りに保護者の間でちょっと話題になりました。前に進もうとしている保護者にわざわざデメリットを伝える必要があるでしょうか。田原本のリハセンでもその質問が多くされたそうです。看護師さんがおっしゃっておられたのは、行政はメリットもデメリットも両方伝えるなら、行政として当然だが、デメリットだけを伝えるということは、保護者に行く方向を塞いでいるとしか正直思えないですね。私は葛城市では、子どものことは相談はしません。診断は10歳頃まで待つことがあるという説明に対して、厚生労働省や文部科学省は、一貫して早期発見、早期支援を重視しており、診断や支援の開始を意図的に遅らせる方針は示されていません。フォロー教室が一定の役割を果たしていることは理解していますが、厚生労働省の示す児童発達支援や早期療育とは位置づけが異なるものです。これは専門職の方からのご意見でございます。小学生になると、こちらから連絡しないと対応してもらえないという意見もありました。話を聞いていただけるのは助かりますが、ただどうするのか判断に関しては頼りなく自分で決めています。様子を見ましようという言葉は、結局どうすればいいのかよく分からなかった記憶があります。必死の思いで相談しました。相談した方のお返事は、様子を見ましようの一言だけ。子どもにとって一番大切なのは今です。発達支援のタイミングを逃がせば、取り戻せないものがたくさんあります。保健センターで正しく判断をしていれば、未来は変わっていたかもしれないと思うと悔しくてなりません。次は、雰囲気は話しやすいんですが、頼りになるとは思いにくいです。早めに動けるように早めに伝えてもらいたいという意見もございます。様子を見ましようの期間が長過ぎて、いつまで様子を見ればいいのか明確にしてほしい。相談に対応できるような知識を持っている人がもっといてほしい。こ若で何でも抱え込んだり、その中で解決しようとせずに、外部の力も巻き込みながら、本当の意味で子どもたちや保護者のサポートを考える必要があるのではないかと。これは専門家の児童発達支援の管理責任者の方からいただいております。心理の先生は悩む保護者にしっかり寄り添っていただきたいと思います。こんな保護者の意見です。保護者理解は分かるが、理解を待っている間に何年もたってしまう例ばかりである。こんな意見もあります。しばらく様子を見ましようと言われ、接し方についてアドバイスがあった、明確な対処法を教えてほしかった。早期対応のメリットを考えてほしい。保育士からです。しばらく様子を見ましようと言われた。明確な対処法を教えてほしかった。これは保護者の方です。本当に療育が必要と思われる子も受給証すら出してもらえず、自費で行くことも考えている保護者がいるにもかかわらず、大丈夫のみで済ましてしまうのはどうかなと思います。もっとしっかりと判断してほしい。これは保育士からです。もう1人保育士は、しばらく様子を見ましようと言われた。接し方についてアドバイスがあった。こちらも様々でサポートセンターの体制について困ること、悩むこと、その都度臨床心理士の先生や、今までに何度かセンター長にお話を聞いていただいておりますが、改善というか、私たちの思う対応にはなかなか進まない状況です。これも保育士です。支援が必要なときに助けていない。これは福祉関係者の方です。

こういったアンケートの中のご意見というものを紹介をさせていただきました。このような結果でございます。改めて、課題を指摘しながら、お聞きをしていきたいと思っております。

まず、相談対応についてでございます。アンケートでは、二、三回の相談、また、1回のみという方々の回答が42%ありました。巡回相談員はこ若の臨床心理士です。なぜこども・若者サポートセンターを相談場所として選ばないのでしょうか。今、相談対応はどのようにされているのでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

**杉本副議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願ひいたします。

発達障がいのある方、あるいはその可能性のあるお子様を持つ保護者の方々が、地域の中で孤立することなく、早期に適切な支援にたどり着ける仕組みをつくることは、重要な課題であると認識しております。そのため、こども・若者サポートセンターでは、次の点を踏まえ、相談対応を行っています。

第1に、相談窓口の明確化とワンストップ化です。保護者の方がどこに相談すればよいか分からないという不安を抱かないように、こども・若者サポートセンターを中核的な相談拠点と位置づけております。ここでは、保健師、社会福祉士、臨床心理士、家庭相談員、保育士、教育指導主事などの専門職を配置し、子育ての悩みから専門的な相談まで幅広く受け止める体制を整えております。

第2に、教育と福祉の緊密な連携です。就学前、就学後の切れ目のない支援を実現するため、こども・若者サポートセンターから臨床心理士が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校に巡回相談に訪問しています。就学前から子どもや保護者に関わり、就学後も継続して関わり続けることを目指しております。

第3に、ライフステージに応じた継続的な支援です。乳幼児期から始まり、学齢期、そして思春期から就労、成人期に至るまで、年齢とともに変化する悩みに対し、その悩みに応じた専門職が、長期的な視点で伴走できる体制づくりを進めております。具体的には、健康増進課の母子保健の乳幼児健康診査にこども・若者サポートセンターに所属する保健師、臨床心理士が参加し、必要に応じて相談活動をスタートします。乳幼児健康診査での相談には限りませんが、相談に来られた方については、一人一人システムで管理しています。乳幼児健康診査後のフォローは、主に健康増進課の保健師が見守りを継続して実施しており、適宜、こども・若者サポートセンターと情報共有しながら支援できる体制を整えております。これは母子保健と児童福祉の一体運用を進めるもので、母子保健から始まる支援を児童福祉にスムーズにつなぐものです。乳幼児健康診査から更に支援の必要な方は、こども・若者サポートセンターで実施しております子育て相談であるすくすく相談につなげております。すくすく相談で対応しました方の中で、継続的な相談を希望される方、あるいは相談員が必要と判断した方には、次回の予約を取っていただきます。相談の間隔はケースによって違いますが、長くとも6か月経過前には、こども・若者サポートセンターの担当者から保護者に電話連絡をし、相談の継続に努めております。しかし、すくすく相談につながらない、つながっても相談の継続を希望しない方がおられることも承知しております。乳幼児健康診査以外でも、例えば所属される保育所や幼稚園、認定こども園などでも見守りを続け、必要な相談、必要な支援につながるよう努めております。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 今の答弁の中で、公共の場のどこに行っても、相談窓口はこども・若者サポートセンターと誘導されるわけでございます。相談窓口の明確化とワンストップ化というふうに答弁されましたけれども、それほど重大な、それほど支援の拠点ということであれば、そこになじんでもらえないというのは残念なんですよね。ただ、今の答弁の中で3つ目の相談対応としまして、伴走型支援、つまり、厚生労働省が打ち出している当事者を主体として行政や専門機関が長期的に包括的につながり続ける支援の在り方でございます。その体制づくりを進めております。また、支援の継続に努めておりますと言われたわけですが、なかなか相談につながらない親御さん、こども・若者サポートセンターにはもう相談しないというようになったら駄目なんですよね。残念なんですよね、就学後も継続して関わりを続けることを目指されているのであれば。

次に、行政機関の相談拠点であるこども・若者センターが、教育部局、または健康増進課、そして社会福祉課と、どのような連携体制を取っていらっしゃるかお聞きをしたいと思います。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。

幼稚園、小・中学校における連携体制についてお答えをさせていただきます。幼稚園、小・中学校では、こども・若者サポートセンターの臨床心理士2名により巡回相談を行っていただいております。巡回相談員は、毎月の校内ケース会議に参加し、子どもの発達上の課題や心理的課題等に関する専門的アセスメントを行うことにより、学校の組織的な対応力の向上となっております。また、保護者から個別の相談があった場合には、学級担任や教育相談コーディネーター等が窓口となって、巡回相談員と連携を取り、保護者との個別の相談、面談等の対応をしております。さらに、学校からの臨床心理士の派遣要請に応じて、適宜臨床心理士の派遣を受けたり、学校に登校しにくい子どもたちに臨床心理士が家庭訪問を行ったりするなど、子どもたちや保護者、学校、園等の状況に応じて多様な連携体制を取っております。

以上です。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 議長、すみません。先ほど言いましたように、教育部局、それから健康増進課の関係、それから、子育ての部分、社会福祉課関係も、その連携のことについて、こども未来創造部のほうから答弁いただきたいと思っております。

**杉本副議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** では、こども未来創造部から連携体制についてお答えさせていただきます。

発達障がい児支援における連携体制の強化は、全ての子どもたちが安心して成長できる環境を整備する上で、根幹的な課題であると考えております。発達障がいのあるお子様とご家族を支えるためには、単一の部署や機関による支援では限界があります。保健、福祉、教育の各分野が顔の見える連携を確立し、お子様の成長を見守るチームとして機能すること

が不可欠です。葛城市では、ライフステージを通じた切れ目のない支援を実現するため、以下の連携を強化しております。保健福祉分野における早期発見、早期支援への連携、まず、乳幼児期の支援の入り口として、1歳6か月児健康診査及び3歳6か月児健康診査の段階から、こども家庭センター機能を持つ健康増進課と、こども・若者サポートセンターが連携して、次のような支援を開始します。健康診査で発達を含む育ちの課題が考えられる場合、健康増進課の保健師が見守りを継続し、保護者同意の上で、こども・若者サポートセンターの相談活動につなげ、フォローアップ教室を紹介したり、必要に応じて医療との連携の上、社会福祉課を通じて、療育機関への接続を図っております。しかし、残念ながらこの見守りからこぼれ落ちているお子様がいたことも存じております。より多くの支援の必要なお子様に必要な支援が届きますように、お子様と保護者のフォローに努めてまいります。

2つ目が、福祉、教育分野における就学前後の連携でございます。小学校に入学する前後で支援が切れてしまうことは大きな問題です。この問題を解決するために、保護者の同意を得た上で、入学前後に、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校による連絡会を持ち、福祉と教育の連携を強化しております。この連絡会の目的は、特別な支援や配慮の必要なお子様につきまして、小学校への引継ぎをスムーズにすることで、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の先生に集まっていただき、発達支援シートを用いて小学校に引き継ぎます。ここで用います発達支援シートは、この連絡会の前に、保育所、幼稚園、認定こども園と保護者が共に作成いたします。また、福祉部局が主管する保育所、子ども園と、教育部局が主管する幼稚園、学校の双方に、こども・若者サポートセンターから、臨床心理士の巡回相談を実施しております。保育の専門家の保育士や教育の専門家の教員に、心と発達の専門家の臨床心理士が加わり、それぞれの専門性から一人一人の子どもの支援に当たっております。これにより、福祉と教育が一体となり、保育所、幼稚園、認定こども園や学校が発達を含む育ちの地域拠点としての機能も担えるよう取り組んでおります。こども・若者サポートセンターの設置以来、教育と福祉の連携をテーマとしておりますが、今後はこれに加えまして、母子保健との一体運用も行い、こども・若者家庭センターの完全実施を進めてまいります。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** ただいま教育部、そして福祉部のほうから、こども、子育てのほうからいろいろの連携体制について、まとめてご答弁いただきました。答弁の中で、切れ目のない支援とありました。アンケートに答える方は、切れ目のない支援が途切れたのではないのかなあと、取りこぼしがあったのではないのかなあと想像するわけでございますけれども、専門職が長期的な視点で伴走できていなかったのか。原因は確定できるものではありませんが、こうしたアンケートの複数の回答に共通して言えることは、様子を見ましようという言葉が出てくるんですよ。巡回相談員が本来、専門的なアセスメント、それからフォローアップの機能を持っているかどうかということも、よく分からないんですけども、現場の声、先ほどもアンケートの声というところで保育士などが、現場の声を集めるときに、小学校に移行するとき、さっきの発達支援シートというふうに言われましたけども、就学支援の会議で、委員の方が、通級による指導がどうしてこんなに増えているのかなあと。原因は何なのかな、必要であると

感じる原因は何なのかと感じておられないのでしょうかね。就学前にどのような支援の経過をたどったかというのが最も大切である、就学前というところが最も大切なんです。5歳児健診がわざわざ行われるように、ほかの自治体でもやっておられますけども、その必要性というのはそのためではないのかなと思います。小学校の不登校もそういった原因になってないのかなあと心配をするところでございますが、あらゆる関係機関とこども・若者サポートセンターが、ぜひそこら辺りも、分析していただかなければならないと思います。巡回相談員という形が、こども・若者サポートセンターの臨床心理士であり、私立、公立の保育所や保育園、幼稚園、認定こども園、学校に相談員を派遣、現場の対応について、先ほど答弁をいただきましたけれども、現場からも様子を見ましょうという返答があると、そのように聞いています。この点につきましては、もう少し、調査を進めていく必要があるのかなと思います。

次に、保護者に対して、必要な情報提供というのがなされているかどうかということをお聞きいたします。

**杉本副議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 発達を含む育ちに課題があるかもしれないという不安を抱える保護者にとって、どこに相談すればよいか、どのようなサービスを受けられるのかという正確かつ分かりやすい情報が速やかに提供されることは、適切な支援への第一歩であり、何よりもその不安を解消するための根幹であると認識しております。これまでも情報提供の充実に努めておりましたが、情報が複雑で、必要な方に届きにくいことが課題であると認識しております。こども・若者サポートセンターの子育て相談であるすくすく相談では、相談内容に応じてフォローアップ教室や医療との連携の説明に努めており、医療受診や障がい児通所支援が必要なお子様の保護者にはどのような手順で医療受診や障がい児通所支援につながっていくのか、一連の流れを説明しております。情報提供が支援の最初のとりであるという認識を持ち、必要な支援を必要な方に届けるように、引き続き取り組んでまいります。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 情報提供、これは本当に支援のとりでなんです。必要なタイミングで必要なその時期に必要な情報を届ける、それによって支援が変わっていくわけです。それをまた、決断する、その支援を受けて、その支援に対して判断するのは、保護者ではありますが、保護者が判断するに至るまでに、いろいろな情報提供とその支援、アドバイスをしていただかないといけないということが、私、今までの委員会の答弁も聞いてますけども、なかなかその部分がぴたっと来なかったんですけども、今日はそういった情報がちょっと希薄になっていたかもしれないという答弁がありましたので、ただ最終的な判断、こども・若者センターというのが最終判断をされるわけです。ワンストップなんですから、様子を見ましょうと一度判断されてる部分であろうかと思いますが、その後のフォローがなかったら、その言葉で終わっているのでは駄目なんですよね。そのフォローアップ教室が実行されている継続性というものが実行されて、保護者に伝えていく。これが一番大事なことだと思います。

石田先生は臨床心理士ですけども、委員会で答弁されてるんです。フォローアップ教室は

親子関係を中心とした成長をしっかり支えていくほうをやりたいと言われました。私はちょっと引っかけます。それほど親子関係を重要視するなら、親の支援も含めた実践を積み重ねていかなければ、親からこのような不安というのも出にくくなると思うんですけども、今回改正された発達障害支援法の中にも、親の支援や理解について重要視されています。フォローアップ教室は、特に愛着支援を中心と言われる反面、保護者には発達を見てくれないという反論もされてます。特に発達障がい、例えばASDやADHDという、その部分と、反応性愛着障がいの症状と見誤られるケースというのが、今あるということは、専門家による鑑別診断が非常に重視されています。愛着支援なのか、発達支援なのか、この見誤りが生じる理由として、様々、今、議論がされてるところでございます。伴走支援であったら、このときに必要な支援が見えてくるので、保護者と相互理解の下で判断を1つのパターンにはめるのではなくて、臨床心理士の判断があって、それはまた、先生はその方向でやりたいとおっしゃってるんですけども、それは臨床心理士のやりたいというところであって、その方の支援につながるかどうかというのは、これは、あまりにも、その部分は先生の決断だけでは成立しないものだと思います。

先ほど学校現場のほうで、通級教室、これが、今、自校通級になっていますけども、非常にこの就学前の支援体制にすばらしい成果を出している大分県の竹田市は、私たちも厚生文教常任委員会で視察に行きました。そのときも、愛着については当然支援の課題である。せやけども、発達支援をきめ細やかに見ていく必要性というものを、しっかりと話をさせていただきました。まさしく伴走型の支援を着実にされていたと思います。まさしく行政の支援は、取りこぼしのない支援、保護者にいつも声かけをし、伴走型の支援をされてるという成果を私たちは勉強させていただきました。全国的に、福祉士とか、家庭ソーシャルワーカーとかの母子保健、児童福祉に係る資格を有して、母子保健や児童福祉分野の実績経験を有する者として、統括支援員というものが、今度家庭センターで臨床心理士を持ってこられるわけですけども、臨床心理士を持ってこられるパーセンテージというのは全国で0.9%であって、ほとんどが、78%は保健師なんですよ。統括支援員という重要なポストであるんですから、これをそれで葛城市は臨床心理士でいくというんでしたら、公認心理士というような国家資格を取っていただくような形もしっかり見せていただいたらどうかなと思います。

手をつなぐ育成会の皆様が、こういったアンケートを取られた、その中で、本当にこれは市の補助団体であるわけですけども、こんな中で、これまでの総会や集まりの中で、意見を言う機会があったと思いますけども、その機会がなかったのかあったのか分かりませんが、今、こんなに厳しいお声を私にいただきました。厚生文教常任委員会でこれを更に調査をしていく必要性も感じておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、このアンケートを取ってる育成会の中で、役所や教育委員会は何をやっているんですか。議員は、市長は、何でこんな状態を放置しているんでしょうか。おかしいことに気づかないのですかという投げかけもございました。私は本当に非常に申し訳ない気持ちになりました。これをぜひ、これからもしっかりと温かい支援をできるように、頑張っていたきたいということを切に訴えさせていただきます。

では、残り少ない時間になりましたが、2つ目の質問に移ります。

市内のこども食堂への支援体制でございます。こども食堂は子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂であり、子どもへの食事提供から、孤食の解消や食育、さらには地域交流の場としての役割を果たしています。少し専門的な言葉でいうと、子どもの貧困対策とか地域の交流拠点という2つの活動の柱となります。これまで市内におきまして、民間のボランティア団体がこども食堂を開いて活性化しております。子どもの食堂の現状の取組についてお尋ねをいたしますが、もう時間もありませんので、これまでも様々な議員が、行政としての窓口、支援がなかなかその入り口が見えてこないという、こういった質問が多くございました。その後の検討はしていただいているのか、まず、その支援について、前向きに考えていただいているのかということをご答弁いただきたいと思います。

続いて、市長もこども食堂について、どのようにお考えか、行政として支援をしていただけるようなことを考えていただいているのかということをお尋ねしたいと思います。

**杉本副議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こども食堂につきましては、現在、葛城市社会福祉協議会が相談窓口となり、運営等について、相談や民間助成金の申請のご案内等ご支援いただいております。今後は、こども・若者サポートセンターが行政の相談窓口となり、奈良県や社会福祉協議会と連携しながら、現在活動いただいている各団体の運営が継続できるよう、また、新たに開設したいと考える方がスムーズに開設できるよう、活動をサポートしたいと考えております。その方法につきましては、現在、前向きに検討を進めているところでございます。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 葛城市におきましては、こども食堂の活動をされてる団体は3団体だと認識をしております。実際の活動の様子を拝見させていただいておりますが、どの団体も、それぞれ地域のよさを生かした取組や、地域の方々と子どもたちとのふれあいがあり、地域が主体となった食を介した温かな居場所を提供していただいていると認識をしております。地域のボランティアの皆さんの産直野菜やお米の支援、また、市内の協力企業からの支援を生かしながら、活動されていると伺っております。

葛城市といたしましても、こども食堂の活動が地域の中にしっかりと根つき、葛城市の子どもたちの健やかな成長を見守り、応援いただける活動として運営が継続できるよう支援について前向きに検討をしており、具体的な支援方法について、担当課のこども・若者サポートセンターに指示をしているところでございます。

以上でございます。

**杉本副議長** 川村議員。

**川村議員** 今回、前向きなご答弁をいただきまして、昨日も、実は私も1つの団体のこども食堂に伺いました。本当に、非常にこの物価高騰の中で、そういった材料の300円をいただいて、子どもはただだということなんですけども、なかなか少額の財政の中で、非常に苦勞していただいているわけです。物で支援していただける団体というのも、いろいろと企業からもありまして、個別にもそういったものがあるんですけども、ぜひ、自由に使えるような、物ではな

い補助金みたいな形で、支援金という形でご支援をいただけたら、これが一番、買うものも、そういった使用目的も非常に様々ですので、運営がしやすいように、決してそれで利益が出て利益団体になるわけではありませんし、前向きな対応をぜひ、行政として今、窓口もこども・若者サポートセンターが所管なんですけど、また、忙しくなるんじゃないんですかね。ちょっと心配もするんですけど、でも、子どもの貧困対策とか、そういった孤食、それから地域とのコミュニティをつくるという部分では、その所管であるというふうにも理解をいたしますので、どうぞ、今日は前向きなご答弁と受けまして、ぜひ新年度から、また、そういった方の活動がしやすい、そして地域で子どもを育てる、その中でも、高齢者の方もその中に入って、非常にいい思いを、子どもたちと触れ合えるということも、大人も様々な年齢の方が協力していただけるという温かい、そんな葛城市の空気にしていけるものだというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。皆さんご清聴ありがとうございます。

**杉本副議長** 川村優子議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。3時5分、15時5分、再開いたします。

休 憩 午後2時51分

再 開 午後3時05分

**増田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、木村公議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

木村公議員。

**木村議員** 皆様、お疲れさまです。木村公です。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。このたびの選挙で当選させていただき、初めての一般質問となります。皆様にはご迷惑をおかけするかと思いますが、温かい目で見てください、よろしくお願いいたします。

私の初めての一般質問は、通学路についてでございます。これよりは質問席にて質問させていただきます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** それでは、よろしくお願いいたします。皆さん、お疲れさまです。新人の木村公でございます。

私の初めての一般質問は通学路です。通学路の問題については、先輩の議員の方々も以前に質問されています。同じ内容になるかもしれませんが、いま一度の確認、復習と考え、よろしくお願いいたします。

私は令和4年にPTAの会長をさせていただきました。その際にも、通学路の問題で、保護者がこんなにも困っていると気づかされました。特に葛城市は子どもの多いまちです。市内ではいろんなところで住宅開発が進んでおり、市外からもたくさん葛城市に若い人たちが引っ越してこられています。近隣の町と比べても、登下校の列も長いと感じており、その分、通学路の安全には注意しないと、重大な事故につながります。ここでお聞きします。通学路とは何か、お答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

通学路とは、道路法上の道路等のうち、児童・生徒が通学のために通常利用する経路で、児童・生徒の安全確保と教育的環境維持のために、学校が設定した区間をいいます。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。今のはちょっと堅かったので、軟らかくいきます。通学路、安全に通学できるように、学校側が導いてもらうのは、僕はそうかなと思ってます。ここでまた質問です。この通学路の問題で、国、県から通学路の安全に関しての通達はあるかお答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 国、県からの通学路に関する通達といたしまして、令和3年6月に千葉県八街市において発生した痛ましい事故を繰り返さないため、令和3年7月に、通学路における合同点検の実施についてが発出されました。その通知を受けて、緊急の合同点検を実施しております。また、令和6年6月に発出されました通学路における交通安全の確保の徹底についての通知は、関係機関等との連携による継続的な通学路の安全確保と、スクールバスの利用など、地域の実情に合わせた児童・生徒の通学手段の検討に関する通知となっております。さらに、令和7年6月に発出されました通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全確保の徹底については、地域住民の協力を得るために、通学路の合同点検によって抽出した対策箇所等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、ホームページ上による公表や地域全体での児童・生徒の見守り体制の一層の強化などに関する通知となっております。これらの通知につきましては、各学校にも共有し、通学路におけるより一層の安全対策の確保に努めております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 八街市、皆さん記憶があるかと思います。5名が死傷する痛ましい事故です。それから、今年に入っても、通学路に関しては、大阪西成、埼玉、福岡、下校中に子どもが交通事故で、立て続けに発生するという、依然、登下校に被害に遭う交通事故が発生しているとなっております。今現状の葛城市の通学路の決定方法について、また、誰が決定しているのかをお答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 通学路につきましては、学校長が教職員による周辺環境や交通量、危険箇所などの実地調査に基づき、PTAや地域等と協議して決定し、必要に応じて教育委員会や警察、道路管理者に相談を行っているところです。また、学校が定期的に保護者や地域と連携して点検し、必要に応じて通学路の見直しも行っています。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 見直ししていただいているということなんですけども、見直しした通学路は誰が決定しているのか、見直しの基準について教えていただきたいです。また、最近見直した通学路があれば教えてください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 見直しの基準についての明確なものはございませんが、過去において道路が新設されたり、危険箇所の改善に時間がかかる場合や、保護者からの要望などにより、通学路の見直しが行われております。

最近見直しを行った通学路でございますが、令和6年度において、道路の新設によるもの、そして歩道橋の老朽化に伴うもの、2件を検討し、結果、1件の通学路の変更を行っております。いずれも保護者や関係機関とも協議の上、学校長が決定をしております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。これなんですけど、保護者の意見も聞いて、見直しをしていただいているのはありがたいんですけども、現在の通学路、近くに歩道があるにもかかわらず、歩道のところを通ってないとかあるんですよ。それに関しては見直してもらえたらなと思います。あと、尺土駅の南側を通学する子どもたち、工事の影響で道が非常に狭くなっています。見守りのボランティアの人が付添いで一緒に歩かれてましたけども、朝、みんな急いでいるので、子どもの本当にぎりぎりを車が通っていっています。そこも、歩道も駅側にもありますし、ちょっと考えていただいて、事故が起きてからではいけないので、もう少し考えて、よろしく願いいたします。

通学路の指導の方法、その頻度を教えてください。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

まず、生活安全課では、児童・生徒の安全を図るため、交通指導員が毎日の登下校の時間帯に、青色パトロールカーによる街頭啓発指導を行っております。そこに毎月1日と15日の登校時間帯には市長も同乗いただき、交通安全の呼びかけを行っていただいております。また、同じく毎月1日と15日の登校時間帯には交通安全保護者の会の皆さんによる立哨指導を行っていただいております。さらに、地域ごとで登下校の時間帯に児童・生徒の見守り活動を行っていただいております。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 通学路につきましては、小学校では各学期に1度、学校全体で下校指導を行っております。その際、各部団の担当教諭が、児童と一緒に学校から集合場所まで帯同して下校し、通学路や危険箇所の確認を行っております。また、警察の協力の下、交通安全教室を実施しております。そのほか、必要に応じて各学級担任や部団担当教員から交通マナーに関する指導や、工事等に伴う注意喚起を行っております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。指導のほうもしっかりしていただいているということで、ありがとうございます。ここでもう一つ、ちょっと踏み込んでお願いがあるんですが、僕もPTAの会長をさせていただいて登下校を見守っていました。先生方が朝おるときと、いないときは、子どもたちが全然通学の仕方が違うんですよ。先生方がおるときはぴしっと並んでしっかり先生に怒られるからという通学なんですけども、先生方がいないときは道いっぱい広がって、好き勝手にしゃべって、楽しく通学されてるのはいいんですけども、やっぱりちょっと危ないところは危ない、めり張りをつけてしていただかんと、皆さん、ボランティアの方も、しっかりして指導して立っていただいているんですけども、限界があります。僕、ちょっと見かけた、ボランティアの方に反抗する子どもたちもいますので、でも、これ、先生方が指導していただければ、何でも知らんけど、聞くんです。このPTA、一会長が行っても友達みたいに思われて、駄目なんです。だから、いま一度、回数がもし増えても、先生方に、皆さんにはご迷惑かけますけども、回数を増やしていただいて、見守っていただくなり、門の近くまで、子どもたちがちゃんとほんまに通学してるかだけ、いま一度ちょっと見ていただいて、まず指導の徹底だけ、よろしくお願いします。

現在の通学路の危険箇所の決定の方法、毎年の件数をお答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 通学路の危険箇所の選定につきましては、各校PTA役員を中心に集約し、最終的にPTA会長と学校長で確認の上、毎年6月頃に市教育委員会へ提出をいただいております。その後、毎年7月頃に葛城市通学路交通安全プログラムを基に、市長、教育長、各小・中学校の校長先生、高田警察署、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、市の建設課、生活安全課が参加する通学路合同安全会議において、関係機関の調整を行い、2回目の会議で、対策の可否や実施時期、方法などの確認を行っております。

通学路合同安全会議における過去5年の危険箇所の検討についてでございますが、令和3年度は27件、ただし、この年は、さきに述べました八街市の事故を受けての緊急点検がございましたので、追加といたしまして、65件、令和4年度は51件、令和5年度は45件、令和6年度は37件、令和7年度は64件となっております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 僕もやったんですけども、毎年、多く件数はあるんです。これだけ保護者が皆さん不安に思われて、改善してほしいということなんです。危険があると思われて、こうやって出されるんですけども、危険箇所の取組の方法について、また、何を基準に決定されるか、お答えください。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 葛城市通学路合同安全会議における要望に基づきまして、通学路の標識や飛び出し注意看板の設置などのうち、生活安全課で対応可能なものにつきましては、その都度対応させていただきます。また、信号機の設置や停止線、横断歩道などにつきましては、警察に対して要望を行っております。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

市道におけるグリーンベルトについて答弁させていただきます。毎年7月の葛城市通学路安全合同会議において、各小学校から道路管理者に対して、グリーンベルトの設置を含む要望が行われ、その設置要望箇所を職員が現地確認を行い、11月の通学路合同安全会議の際に実施の可否について回答し、年度内に設置を行っております。国道、県道に対する要望につきましては、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所に連絡し対応をいただいております。以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これも皆さんで一生懸命取り組んでくださってるのはありがたいんです。ありがたいんですけど、ここでもう一つまたお願いがあります。これも安全合同会議にも出すんですけども、どうしてもPTAの役員が、なるのが高学年というのもありまして、なかなかこの合同会議までに声を届けるのも、どこに届けたらいいか分からんという今現状はまだあります。それ、僕のほうにも、誰に言うたらいいか分からんというのがありますので、もっと取組もしていただきたいんですよ。もっともっと違う方法もあると思うんです。現地を見ていただいて、ちゃんとしていただいといるんですけども、これも、市民の皆様にも、現地にほんまに来てるのかどうかというのが伝わってないのがあります。だからこれも、分かるようにまたこれからもしていただきたいです。これも、しっかりやっていただかんと、どうしても皆さん、市民の方は不安に思われますので、よろしくお願いします。

この危険箇所のところをやっていただくのに、国、県から交通安全の補助金制度があるのか、あるならば補助金があり、活用されてるかお答えください。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 現在葛城市において、交通安全対策として活用している補助金等の事業ですが、国庫補助金としては、社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付金事業を、また、県からの交付金として、交通安全対策特別交付金事業を活用しております。令和6年度の決算額として、防災・安全交付金事業の補助金につきましては8万2,000円を、また、交通安全対策特別交付金については、279万3,000円を、国及び県から受けております。グリーンベルトや区画線の設置をはじめ、カーブミラーや防護柵の設置等、交通安全対策施設整備事業の工事費の一部に補助金交付金を充当しております。

以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これも交付金を使っていただいて、しっかり対応されてるということなんですけど、防災・安全交付金につきましては、今、答弁ありましたように、8万2,000円、これも僕、調べたら、国土交通省の例には歩道の拡幅なども載っておりました。歩道のないところも、こういうのを使っていただいて、できるかと思いますので、また、使えるところはしっかり使ってください、よろしくお願いします。

それと、調べたんですけども、それ以外も地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、スクールガードリーダーとか何か、その辺もありますので、また、その辺もボランティアに対する要請とか活動支援とか、いい方法もありましたので、それは文部科学省のところに載ってましたので、また、それもし使えるのであれば、何かで活用していただいて、見守りの人がこれで知識をつけて、見守りができるのであれば、活用のほうをまた周知していただけたらと思います。

次に、現在のグリーンベルト、止まれの足形塗装、その他交通安全塗装についてお聞きします。現在の葛城市の通学路に塗装されているグリーンベルトは全体の何%ですか。また、その管理状況をお聞かせください。足形塗装の数も教えてください。また、足形塗装は誰がどのように、どこの予算で行われてるかもお答えください。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 全体の何%かというところにつきましては、今、手元に報告できませんが、設置した距離について報告させていただきます。

通学路合同安全会議の要望により設置した過去6年間におけるグリーンベルトの設置の実績です。令和7年度が3,326メートル、令和6年度が2,103メートル、令和5年度が1,809メートル、令和4年度は2,118メートル、令和3年度が3,435メートル、令和2年度は3,654メートルを設置しております。年平均で2,741メートルの設置を行っております。設置したグリーンベルトは新規の設置のものと、令和7年度のうち、約500メートルは引き直し分となっております。

以上です。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 足形マーク事業につきましては、葛城市交通安全保護者の会が行っている事業でございます。通学路において児童・生徒が交通事故に遭わないように、保護者の会の皆さんが交差点、脇道など児童・生徒が飛び出したりしないように、停止位置に止まれのマークを設置している事業となります。毎年2月頃に実施しております、塗装スプレーなどを使用して、足形マークを設置していただいております、その経費は保護者の会が賄っております。

設置状況でございますが、小学校区別に令和元年度から令和6年度までの過去5年間分についてお答えをいたします。まず、新庄小学校で570か所、新庄北小学校で471か所、忍海小学校で420か所、磐城小学校で569か所、當麻小学校で、650か所となっております。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。グリーンベルトに関しては毎年新規で設置され、令和7年度については、引き直しは500メートルということですね。グリーンベルトにつきましては、後の質問で詳しく聞かせていただきます。

あと、足形塗装に関しては、毎年保護者の皆さんが市役所に足形を取りに来て、黄色のスプレーで各地に塗装に行ってもらってると思います。これ、僕もPTAのときやらせてもらったんです。スプレーで吹くんですけど、なかなか難しいんですよ、薄くなったり。薄くなる

から、ちょっと濃くしようと思って一生懸命吹くんですけども、吹くとにじんでしまって、何を書いているか全然分からないんですよ、しかも黄色やし。すぐ消えるんですよ、これ。1週間ぐらいしたら消えてるところもあって、どこに何を書いているかも分からん状態。子どもたちに、パパ、あそこを書いたんやでと。なかったでと言われたぐらいなんですよ。だから、毎年スプレーで塗装しても、見えなかったら、意味がないと思うんですよ。これ、補助を充ててはると思うんですけども、お金ももったいないと思うんですよ。きっちり見えるようにライン屋とかに施工してもらったりしたら長く持ちますし、子どもたちもしっかり見えるはずなんですよ。でも、少し高くなると思うんですけども、子どもたちの命を守るためなんですよ。市長、これ、ちょっとやってくれませんか。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 本事業は、先ほど部長が答弁いたしましたけども、単なる表示の設置作業にとどまらずに、登下校時の安全確保に対する地域の皆様と保護者の皆様の主体的な関わりを育てるという側面を持っておるところでございます。現在保護者の皆様が中心となって取り組んでいただくことで、通学路の危険箇所への気づきが深まり、学校、地域、保護者の連携が継続的な見守り活動にもつながっているといた効果が生まれております。業者委託とした場合には一定の効率化が期待できる一方で、こうした地域コミュニティによる安全意識の醸成や、現場での細やかな気づきの共有といった効果を大切にしたいと考えておるところでございます。また、現行の仕組みは保護者の会のご協力により円滑に運用できております。引き続き、委員ご指摘でございますが、消えない工夫が何かできないのかということも含めまして、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 多分そう言われると思いましたが。これは保護者も大事なんです。決めていただくのは保護者でいいと思うんですよ。一緒に現地を確認していただいて、ここにしましょうかという。全部が全部、予算のこともありますし、分かっています。この箇所数でいうたらすごい数になりますので、全部が全部できないと思うんですけども、少しずつでも、もしやっていたければ、本当に見えやすいです。近くのところも、やってはるところ、今、出てきてます。私なりに調べました。クイックシートというのが非常に見やすいんです。これ、施行事例とか見たら、非常に見やすく、問合せもしました。交通量の多いところであれば、5年ぐらいは最低でももつということも聞いてます。交通量がないところ、止まれだったら子どもが立つところなので、それに関しては10年以上もっているところもあるというんです。これ、全部が全部じゃなくても、ところどころでもいいので、本当に危ないなと思うところ、重要な、危ないところ、止まれ、子どもが目立つようなところ、ちょっとそこだけでもしていただけたらありがたいのと、隣の高田市も足形ではないんですけども、施行事例に載っていたんです。その辺も見ていただいて、ぜひともやっていただければ、非常にきれいでいいと思ったので、また、ほかのいろんなところもあると思いますけども、また、なるべくよろしく願います。

それでは、次、新規の分譲地の新しい家の通学路についてお聞きします。現在葛城市として、新規分譲地の開発工事の際に、通学路のグリーンベルトに関する開発工事指導要綱はありますか。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 開発指導要綱に、具体的なグリーンベルト設置に関する項目についてですが、要綱第17条に交通安全施設等として、事業者は開発事業の規模、または必要に応じて適宜カーブミラー、車道区画線、横断歩道、自転車横断帯、街灯等の交通安全施設等を市長の指示により事業者の負担で設置しなければならないと規定しており、交通安全施設の範囲となるのが、条件により考えられるということでございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** 開発指導要綱の17条で設けられているということなので、協議の中でグリーンベルトの設置を市長が指示したことはありますか。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 開発指導要綱の協議の中で、道路掘削等で消えたグリーンベルトの復旧を指示したことがございますが、新たにグリーンベルトの設置の指示を行ったことはございません。以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** なぜこの質問をしたかという、新規分譲地、今、葛城市、あちらこちらであると思うんです。でも、新規分譲地での通学路のグリーンベルトだったり、安全な通学路がなかなか遅くなるんですね。私の住んでいるところも新規分譲地でした。分譲地からもととの通学ベルト、グリーンベルトにつながるまでに、私の子どもが小学校卒業された後に施工されました。しかも、子どもたちが6年間通学路と教えてもらったところと違うところに、グリーンベルトが施工されたんです。これ、先ほど答弁で、通学路に関して先生の指導があるという答弁もありました。先生も結局通学路を間違えてたことになるんです。集合のところまで送ってくれたりしてくれてはと思うんですけども、先生も同じところ通ってるはずなんです。グリーンベルトがあったら、通学路が分かるんですけども、ないから、誰も気づかないし、子どもたちが危険に遭うかもしれないんです。この事例のように、今、同じ事例報告はないですか。先生の通学路の指導も間違ってますか。お答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 現在のところ、児童が通学路でないルートを通って登下校している事例はないと考えております。また、通学路が変更された際は、職員全体で共有し、児童への周知及び安全指導を行っております。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ないということなんですけども、実際これ、あったんです。だからこそいま一度、新しいところとか、特に間違ったら、また、指導しないといけないし、危ないんやったら違うところを通ってもらうなり、もう一回見直していただきたいんです。ぜひともよろしく願います。

します。

このことで、新規開発の工事の際に、例えば指導要綱に業者負担でグリーンベルトの施工をしてもらえるようにすれば、学校に1年生から通学する通学路として、グリーンベルトのある道を通学することができるんです。もちろん市が業者と協議して通学路を決定して施工してもらえば、市のお金の負担もないわけです。先ほど指導要綱第17条に、交通安全施設等として、市長の指示により事業者の負担で設置しなければならないという規定がありますと答弁がありました。また、市長の指示によりグリーンベルトの設置したことがあるのかの問いにないという答弁がありました。今までの新規分譲地でも、グリーンベルトやその他の交通安全施設も、絶対ではないですけど、頼んだらできたはずなんです。これから先も、葛城市、新しい分譲地、増えていくと思うんです。これを開発指導要綱に分かりやすく、グリーンベルトの指示も追加していただきたいんです。そうすると、分かりやすく、グリーンベルトもしやなあかんなどということになるんです。なぜかいうたら、僕も建設会社で、指導要綱とかを見るんですけども、やっぱり見たら、グリーンベルトもしやなあかんねんなどいうふうになるんです。これ、今現在、指導要綱で交通安全施設等と書いているので、皆さんもグリーンベルトが入る入らんの話もあると思いますけども、補助金の際にも交通安全施設等で補助金もいただいているということは、グリーンベルトも設置できるという、僕は思うんですけども。これに関して市長にお聞きします。開発指導要綱の中にグリーンベルトを設置するように開発指導要綱に設けてはと考えますが、市長の考えもお聞かせください。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 興味深い考え方だと思います。グリーンベルトは、法律等で定められた設置基準はなく、歩道が設置されていない道路に、自治体の交通安全対策の一環として設置することができる緑色の路側帯であります。本市におきましては、葛城市通学路安全合同会議で設置箇所を協議し、通学路において設置要望があった箇所について設置をしておりますので、全ての通学路に対してグリーンベルトをしているというわけではございません。あくまで危険だという確認ができたところに設置をしているというところであります。また、グリーンベルトには引くための要件があります。歩道があれば当然引くことはありませんし、また、道路幅員が、ある一定の幅員がないと引くことができない等があります。ですので、考え方としては、それが適用できるのかどうかというのは非常に微妙なところもあるのかなと思っております。例えばの話、開発することに対する、住宅の開発に対しましては、子どもが必ずいるということを前提とした販売をされるわけではございませんので、ですから、それは通学路という安全対策をそこに課することができるのかどうかですとか、例えばの話、今申し上げましたように全ての通学路にグリーンベルトということになっておりませんので、開発する場所によっては、小学校なり、学校施設に、全ての距離に対してグリーンベルトの設置を求めるような形になります。ですので、ある種、制限を設けた中での可能性というのはありますけども、法律的に可能かどうかも含めまして、法律的といいますか、もうそれは、ある種、開発の要綱の中に入れたとして、それが実施されることについて、法的な問題も含めまして研究する必要があるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** いろんな法律とか、そこもあると思いますけども、これ、僕も葛城市に来た人間なんです。どうしてもやっぱり、ほんまに新規のところは、小さい子どもができてから住む、市長、住むかどうかも分からへんというのもありましたけども、これも大体は、ほぼほぼあると思います。PTAの役員であつたりするのが、結局6年生とか、高学年になってからなので、分譲地で、皆、大体同じ時期に来られて、要望とかそういうのがどうしても遅れるので、これがもしできて、可能であれば、ほんまに安全で使えると思います。歩道とか、いろんなやつもあると思いますが、新規開発の地域に関しては、6メートル道路とかいろんな規定がもうできてるところもありますので、大体はできるかなと思います。ぜひともまた、これもしっかり考えてもらえたらなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、現在の通学路の安全対策、グリーンベルト足形塗装の事業計画はありますか。お答えください。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** グリーンベルトの設置に関して、長期の事業計画はございません。通学路合同安全会議より、新設や改修の要望を受けて設置しているのが現状でございます。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 足形マーク事業の事業計画もございません。交通安全の保護者の会の皆さんが現状の危険箇所を把握していただき、その箇所に設置をしていただいております。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** さっきも全体にするかどうか分からないという答弁もありましたけども、今現状、僕、ちょっと打合せもあって、通学路もどこにしているか分からないというのも聞いています。事業計画がないということは、どこに何がされてて、どれだけされているかも分からん状態ということなんです。これ、要望しないと設置しないじゃなくて、もっと計画的に葛城市のグリーンベルトを設置するようにすれば、予算であつたり、距離数、いつに設置したか、いつ頃設置できるか、問合せについて、ここ、いつ頃できますかとあつたときに、いつ頃、どれぐらいですという返事もしやすいと思うんです。ほんで、通学路の安全合同会議でも、この資料があれば、分かりやすく説明もできると思うんです。そのために事業計画、もしくはそれに代わる計画を早急につくってくれへんかなと思ってるんですけども、そのことに関して、お答えください。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** グリーンベルトの事業計画につきましては、統合型GISの活用も含め、研究してまいりたいと考えております。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** これに関しても、聞きに行つて、どこに何がどれだけ施工されてるか、さっきの一番最初のときにもありましたけど、通学路に関して何%施工されているかも、今、分からない状態ということなので、統合型のGIS、それもできる、できひんのこともあると思いますけど

も、また、これも引き続き僕、聞きに行きますので、よろしくお願いします。

続きまして、毎年夏が非常に暑くなる、熱中症になる子どもたちが全国で増えております。どうやって熱中症対策をするのか、かなり難しくなってきました。特に小学校は、非常に遠いところから歩いて登下校されてます。私も今年の夏に、新庄小学校から笛堂まで歩いてみたんです。かなりしんどいんですよ。私、体力にはちょっと自信があって、いろいろ歩いたりしますけども、やっぱりしんどいんです。寺口であったり、山口であったり、歩いたけど、かなりしんどいんです。遠いところも非常に危険です。このことからお聞きしたいんですけども、今、葛城市の通学路に熱中症対策はどのようなものがあるか、お答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 学校では、登下校時における熱中症対策といたしましては、日傘やネッククーラーなどの冷却グッズの使用、必要に応じ、スポーツドリンクの持参などを認めております。また、各学校にウォータークーラーを設置し、下校時にも水筒に冷水を補給できるようにいたしました。さらに、令和7年度には小学校の全クラスに冷凍庫を設置し、ネッククーラーなどの冷却グッズを授業中に冷やしておき、下校時にも再び使用できるようにすることにより、下校時の熱中症リスクの軽減を図っております。

また、市の保健福祉部では、暑さをしのぐため、誰でも休憩できるスペースとして、新庄庁舎などの市の施設9か所、郵便局などの民間施設12か所、計21か所のクーリングシェルターの設置を行っており、下校時において暑さをしのぐための利用として考えられます。今後につきましても、子どもたちの安全確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** クーリングのところで、いろいろあるとはお聞きしましたが、子どもたちが夢中で帰ります。特に、行きはまだ皆がいてるし、朝なので、ましだと思えますけども、帰る際は人数も減って、夢中で帰りますので、どうしても熱中症になるリスク、これは非常に高いと思います。今、ほんまに熱中症は気づいたときにはもう遅いという段階が特にありますので、公共施設もあるとは思いますが、子どもたちがそこに行っていいかどうか多分分かってない状況だと思います。これも指導も、入っていいんやったら休憩しいやと。もしくは、非常に危ない、どうしても暑い時間帯に関しては、逆に、もうそこで休みなさい。10分休憩して、そこからまた帰りやと、そういう指導等をしていただければ、熱中症も防げるかなと思うところがございます。通学路の途中で涼むところ、公共施設もしくは企業、おうちにおられる方に休憩させてもらえるように協力を求めていますでしょうか。何か早急に対策を考えてくれませんか。熱中症になる前に防がないと命が危ないです。このことから、来年も暑くなると危険です。このことから、通学路における熱中対策は急務です。すみません、市長、何回もお伺いします。市長、子どもたちの命を守るために、何か早急に取り組んでくれませんか。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 地球温暖化の影響による気温の上昇については、非常に大きな問題であると考えております。葛城市におきましては、今年度各教室に冷凍庫をクラスに1台ずつ配置をいたしました。非常に話題になったんですけども、その目的は、一番には下校時のネッククーラーを冷やすために必要であると考えたからでございます。ですので、熱中症対策については、今後ともいろんな手段を考えながら、工夫をし、全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。全力で取り組んでくれはるということで、非常にありがたい答弁ありがとうございます。やっぱり熱中症対策に関しては、保護者の皆様から、どないかしてくれへんかなあ、もう子どもたちが帰ってきて、ちょっとふらふらしてんねんとか、バス出してくれへんのかなあとかいろんなのがありました。バスを出す、出さんとか、その辺はちょっと規模が大きくなると思います。まずはできることから、皆さんで取り組んでいただいて、子どもたちの命に関わらないように、よろしく願います。市長、すみません。最後に、市長に、最後の最後です。通学路の問題は、住宅が増えるたびに要望が増えてます。この先、安心・安全な子どもたちの命を守る通学路のために全力で早急に取り組んでもらえるか、お聞かせください。願います。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今現在も、市長部局だけでなく、教育委員会も含めまして、子どもたちの交通安全については、保護者の皆様方のご協力も含めて、全力で取り組んでいると認識をしてるところでございます。更にその意思を強く持って取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田議長** 木村公議員。

**木村議員** ありがとうございます。非常に取り組んでくれるという、ちょっと希望が湧いてきました。どうしても、大きいことは皆さん、入ってくるんですけど、やっぱり小さい声が、誰に言ったらいいか分からんとか、特になります。私、議員を目指したのも、このことがあるから目指したのもあります。だからぜひとも、子どもたちが危険に遭うというのは非常に、僕は駄目だと思うので、しっかり子どもたちの命を守るために、取り組んでくれはって、いま一度、また、新しいことも考えていただいて、皆さんにご協力をよろしく願います。私、非常にしつこいです。安心・安全の実現のためには、何回でも皆さんところにも行きますので、皆さん、ご協力よろしく願います。そして、何回も何回もこのことについては、一般質問をするかもしれません。その際はまたよろしく願います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**増田議長** 木村公議員の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

**増田議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。なお、9日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時53分